

平成29年第4回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成29年9月14日																																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																														
開 会 （ 開 議 ）	9月14日午前9時0分宣告（第3日）																																														
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 山 本 隆 史</td> <td style="width: 50%;">2 番 城 内 敏 之</td> </tr> <tr> <td>3 番 井 戸 太 郎</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>9 番 高 幣 幸 生</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之	3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹	9 番 高 幣 幸 生	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																		
1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之																																														
3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝																																														
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																														
7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹																																														
9 番 高 幣 幸 生	1 0 番 窪 和 子																																														
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																														
欠 席 議 員	な し																																														
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>中 島 伊 三 郎</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>山 口 繁 雄</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 参 事</td> <td>北 樋 口 政 弘</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 参 事</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>東 川 雅 俊</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 主 幹</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 主 幹</td> <td>乾 充 喜</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 主 幹</td> <td>北 川 貴 史</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	中 島 伊 三 郎	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫	総 務 防 災 課 長	瓜 生 浩 章	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	税 務 課 長	山 口 繁 雄	住 民 生 活 課 長	中 村 九 啓	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	今 田 良 弘	観 光 産 業 課 長	西 岡 勝 三	都 市 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋	住 民 生 活 課 参 事	北 樋 口 政 弘	都 市 建 設 課 参 事	大 辻 孝 司	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀	政 策 推 進 課 主 幹	山 崎 孔 史	総 務 防 災 課 主 幹	川 西 貴 通	総 務 防 災 課 主 幹	東 川 雅 俊	住 民 生 活 課 主 幹	浅 井 利 育	健 康 保 険 課 主 幹	乾 充 喜	健 康 保 険 課 主 幹	北 川 貴 史
町 長	岩 崎 万 勉																																														
副 町 長	中 島 伊 三 郎																																														
教 育 長	岡 弘 明																																														
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																																														
政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫																																														
総 務 防 災 課 長	瓜 生 浩 章																																														
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																																														
税 務 課 長	山 口 繁 雄																																														
住 民 生 活 課 長	中 村 九 啓																																														
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																																														
福 祉 課 長	今 田 良 弘																																														
観 光 産 業 課 長	西 岡 勝 三																																														
都 市 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦																																														
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																																														
住 民 生 活 課 参 事	北 樋 口 政 弘																																														
都 市 建 設 課 参 事	大 辻 孝 司																																														
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	巳 波 規 秀																																														
政 策 推 進 課 主 幹	山 崎 孔 史																																														
総 務 防 災 課 主 幹	川 西 貴 通																																														
総 務 防 災 課 主 幹	東 川 雅 俊																																														
住 民 生 活 課 主 幹	浅 井 利 育																																														
健 康 保 険 課 主 幹	乾 充 喜																																														
健 康 保 険 課 主 幹	北 川 貴 史																																														

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>観光産業課主幹 都市建設課主幹 都市建設課主幹 教育委員会総務課主幹 教育委員会総務課主幹</p>	<p>西岡 亨 竹吉 一人 勝山 修志 浦井 久嘉 酒井 智志</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議会事務局長 主 幹 主 査</p>	<p>上田 昌弘 高橋 恭世 大文字 睦美</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成 2 9 年 第 4 回 (9 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

平成 2 9 年 9 月 1 4 日 (木)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
6	10番	窪 和子	<ol style="list-style-type: none"> 1 コミバス運行事業の見直しに伴う利便性向上を 2 国道168号線平群バイパス（三里付近）の通学路の安全対策として「速度規制」を 3 平群町独自の婚姻届・出生届と記念証明書の発行を 4 町キャラクターのLINEスタンプ作成を 5 後援名義の使用規定の策定を
7	7番	山口 昌亮	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の県単位化と国保会計について 2 榎原の農地への土砂等不法投棄の早期改善を 3 南小学校普通教室へのエアコン設置について
8	4番	森田 勝	<ol style="list-style-type: none"> 1 町職員が多く、削減すべきでは 2 平群駅周事業は予定通り完成できるのか 3 くまがしクラブの来年度以降の継続は 4 クラウドファンディングで町づくりを。例えば花いっぱい運動を
9	5番	稲月 敏子	<ol style="list-style-type: none"> 1 ナラ枯れした危険木対策について 2 「非核・平和町宣言」をさらに大きくアピールを 3 工事中平群駅周辺地域の改善について
10	9番	高幣 幸生	<ol style="list-style-type: none"> 1 平群駅前に観光ホテル誘致、簡保の宿移転。 2 仮称「文化・図書館センター」の名称に「子どもと観光」を入れるべきです。

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成29年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日に5名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号6番、議席番号10番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○10番

皆様、おはようございます。10番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般、通告をさせていただいております5項目について質問をさせていただきます。

まず、1項目めは、コミバス運行事業の見直しに伴う利便性向上について質問をいたします。

平群町は、高齢化率が年々増加するとともに、外出時の交通手段として公共交通へのニーズが高まると予想される中、平成17年7月より平群町コミュニティバスがバス交通空白地域を対象に、町の公共施設の利用促進や住民生活の利便性確保を目的に運行を実施されてまいりました。平成22年度よりは、法定の公共交通会議を設置し、平成23年11月に平群町地域公共交通総合連携計画を策定し、幾たびもルート・ダイヤ改正を行ってまいりました。しかし、利用者数は減少傾向にあることから、見直しも含めて検討される意向を示されております。

まず1点目、前回の公共交通対策特別委員会において、利用者数が減少した原因を少子化によるものと説明されましたが、コミバスは通学だけが利用目的ではありません。少子化が減少の要因とするなら、それはなかなかとめることは難しく、コミバスの運行は実質的に不可能となります。

そこで、今後のコミバスダイヤ改正に関する基本方針についての考え方をお尋ねをいたします。平群町の現状は、自家用車を利用されない方がふえている

ため、本当にコミバスを必要とする高齢者の目線に立った利便性の向上に努めるべきと考えます。特に交通空白地域の高齢者の皆さんの利用目的は、主に病院や公民館等でのクラブ活動、さらに買い物であり、その利用目的を中心に考えた見直しをすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目、7月26日、私の地元、春日丘自治会でもコミバスの出前講座を開催、また町内の多くの利用者の皆様から御意見、御要望をお聞きをしております。具体的に一番多かったのは、中央公民館やかしのき荘などの公共施設の開始時間は午前9時半と午後1時半からが多く、これまではまだ利用しやすいダイヤであったが、今年度のダイヤ改正により公共施設でのクラブ活動などの開始時間に間に合うダイヤがなくなり、早ければ1時間前に到着し、遅ければ20分ぐらいおくれるようになり、バスが大変利用しにくい現状になっているそうです。さらに、公民館からの帰りの便が14時39分と4時前しかなく、あげくの果て、南部地域にお帰りの方は帰りのルートが東山へ向かい、約40分近く乗車するそうです。

このような現状の中、公民館やかしのき荘での公共施設が開催するクラブ活動や講座をやめざるを得ない現状で、乗りたいのに乗れないと大変困られている方がたくさんおられます。これは9月号マイタウン平群に折り込みされた、主な停留所の御利用についてのチラシを見ても、一目瞭然にわかります。このような点について、どのようにお考えでしょうか。

3点目、今後の見直しに伴うスケジュールをお尋ねいたします。

大きな2項目めは、国道168号線平群バイパス（三里付近）の通学路の安全対策として速度規制について質問をいたします。

平群バイパスの三里付近は、バイパスが開通するまでは静かで閑静な住宅街でありましたが、開通してからは環境が一変し、交通量もふえ、その上、道路の構造上、緩やかな直線の坂道であるため、通常時速60キロ制限になっておりますが、相当なスピードが出ております。これまでも近隣住民の皆様は騒音に悩まされ、健康被害も発症する現状であり、事故も多発しており、平群小学校の児童の通学路の安全対策は急務であります。

一つ目、特に平群バイパス三里付近は交通量が多く、車両がスピードを出して危険であることから、平群町の通学路の緊急合同点検に基づき、要対策箇所となっておりますが、これまでの通学路安全推進会議や合同点検における同地域に対する考え方と対策についてお尋ねをいたします。

二つ目、近年も同地域での事故が多発していることから、通学路の交通安全の確保のため速度規制を時速40か50に見直し、ここは速度制限があるので減速しようとドライバーへの意識づけをすることで事故の発生を減少させ、通

学路の交通安全の確保につながるため、今年度開催の通学路安全推進会議や合同点検で検討が必要ではないでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな3項目めは、町独自の婚姻届・出生届と記念証の発行をについて質問をいたします。

現在、平群町では、若者政策の取り組みとして「恋まち・育まち・へぐりっち」プロジェクトが実施されてまいりました。また、今議会の一般会計補正予算でも、(仮称)おせっかい隊を結成し、出会いの場づくりに取り組まれようとされています。

中でも婚姻は、一般に人生における一大イベントであり、婚姻届を提出した日を記念日として心に刻む方も多数いると思われれます。また、新たな人生の門出を迎える方々にとって、2人の共同作業として記入する婚姻届にこだわりたいという意識が近年強くなっております。婚姻届は国の通達で書式が決まっておりますが、文字や枠の色、余白のデザインについては、各自治体で自由に決めることができるため、近年、一般的に婚姻届は茶色の味気ないものから、自治体独自で地域の風景やキャラクターなどをモチーフに、2人の結婚を祝福し、結婚後も地元に着愛を持っていただき、将来的には定住促進までつなげたいとの願いから、自治体独自の婚姻届を発行するところがふえております。また、婚姻届はどこで用紙をいただいても全国津々浦々どこでも提出ができます。

平群町では、平成28年度の婚姻届の件数は、本町に届け出された方が46件、他市町村に届け出された方が142件、合わせて188件の届け出がありました。また、婚姻届を提出された御夫婦に記念として上質紙による婚姻届記念証明書を発行したり、さらに自治体の各所写真やイラストなどを描いたパネルを用意し、記念撮影していただけるコーナーを設置し、特別な日として手元に残せるような取り組みも進んでおります。

また、結婚と切り離せないのが、新たな生命誕生を届け出る出生届であります。そこで、平群町においても町独自の婚姻届・出生届と記念証の発行を行い、記念撮影コーナーの設置をして、結婚・出産を祝い、若者や新婚世帯の在住・定住支援の一つとして取り組んではいかがでしょうか。

大きな4項目めは、町キャラクターのLINEスタンプの作成をについて質問をいたします。

無料通信アプリのLINEは、もはや若い世代のみならず国民的ツールとなり、多くの方々が利用されております。また、最近LINEの中にあるスタンプというツールを活用し、自治体キャラクターのLINEスタンプが登場し、話題になっております。平成26年5月から、みずから作成したスタンプを販売できる仕組みができ、近隣の自治体では三郷町イメージキャラクターの「た

つたひめ」、広陵町のイメージキャラクターの「かぐやちゃん」、王寺町の聖徳太子の愛犬「雪丸」スタンプ、葛城市マスコットキャラクターの「蓮花ちゃん」、奈良市の子育て応援キャラクターの「ももいろいろジーカ」などなど、さまざま登場をしております。LINEスタンプ作成に当たり、既にあるイラストを使用すれば費用は基本的にかからず、また販売しますと登録料などの経費もかからず、販売額の半分が収入になります。

ただし、自治体によるLINEスタンプの販売を考える上では、LINEスタンプの販売によって直接的に利益を上げることや、ゆるキャラを売り込むことが目的ではなく、地域をPRして、そのことで地域が得られる収入を増加させることで地域活性化につながると考えます。

また、町出身の若者が使えば、地元愛を深め、町の広報だけでは足りない若者間への浸透も図れます。平群町におきましても「長屋くん」「左近くん」のLINEスタンプを作成して、若い世代へのPR戦略の一つとして取り組んではいかがでしょうか。

最後、大きな5項目めは、後援名義の使用規定の策定をについて質問をいたします。

後援名義の使用目的とは、一般的に公共性・公益性がある行事で広く町民に普及啓発すべき行事に対して、町と町教育委員会が使用許可するものと認識をしております。これまで幾たびか町民の方々より、後援名義の使用許可のあり方について疑問のお声をお聞きすることがありました。そこで、本町と教育委員会の後援名義の使用についてお尋ねをいたします。

一つ目、後援名義の使用承認した実績について。

2点目、使用の承認基準の明確化が図られておりますか。教育委員会は後援名義の使用承認に関する要綱がありますが、町としては要綱などがないのでしょうか。

3点目、また使用の申請書を提出していただくことになっておりますが、どのようなものは承認対象外となるのでしょうか。

4点目、使用后、承認基準の条件が守られなかった場合の対応について。

5点目、町、町教育委員会とも後援名義の使用承認に当たっては、基準の明確化を図るため使用規定を策定し、町民に疑問を与えることのないよう取り組むべきではないでしょうか。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

窪議員さんの大きな1点目のコミバス運行事業の見直しに伴う利便性向上をということで、まず1点目のコミバス利用を必要とする高齢者の皆さんの目線に立った見直しをと、2点目の利用者数の減少の要因として公民館やかしのき荘でのクラブ活動のための便がなくなったということについてでございます。

平成29年4月改正におきまして、公共交通空白地帯の解消と児童の通学支援に加え、公共施設やこども園へのアクセス、買い物等にできるだけ利用可能なように協議検討し、ダイヤとルートを設定してまいりましたが、一部調整が困難なため御迷惑をおかけしております。

なお、課題もございますけども、御指摘をいただきました御意見及び現在かしのき荘やコミュニティバス車内での実施しているアンケート調査の意見についてもできる限り考慮をし、反映できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、3点目の今後の見直しのスケジュールについてですが、昨日、馬本議員さんからも御質問がありました答弁と同じになりますけども、第1回目の公共交通会議を6月29日に開催し、平成28年度の事業報告及びコミュニティバスの運行について協議を行い、今後の公共交通につきましても検討していただくようお願いをしております。また、同時に関係機関との協議や調整、アンケート結果の分析を進めるとともに、運行に関してバス事業者との協議も行う予定でございます。

今後、開催予定につきましては、今年度、合計4回の公共交通会議を開催する予定をしております。第2回の公共交通会議につきましては、9月下旬から10月中旬ぐらいまでに開催し、第1回地域公共交通会議でお願いをいたしました、コミュニティバスとデマンド交通との併用運行についての意見を頂戴したいと考えております。また、第3回地域公共交通会議と公共交通対策特別委員会につきましては、11月下旬をめどにアンケート結果の報告・分析と平成29年9月までのコミュニティバスの実績、新たな公共交通案の御提案をさせていただきたいと考えております。第4回の地域公共交通会議と公共交通対策特別委員会につきましては、年明け2月ごろに開催を検討しております。新たな公共交通案の具体化並びに実施に向けた関係機関との最終調整を行うこととしております。

最後になりますが、11月以降にコミュニティバス無料乗車日を2回、合計10日間実施を予定しておる次第でございます。よろしく申し上げます。

○議長

窪君。

○10番

今、御答弁で平成29年度のダイヤ・ルート改正については、協議・検討してきたが、一部調整が困難であったという御答弁がありました。本来、このコミバスの原点というのは、もちろん通学支援もありますが、高齢者の皆様、坂道の多い平群町の町で高齢化で車も乗られない方がふえてくるということが大きな目的であったと思うんです。一部調整が困難であったということは、高齢者の皆様が公民館等へ、特に公民館の活動が1時半、また朝9時半、この部分のダイヤをこのように乗りにくいものにした要因というのは分析されておられますでしょうか。現実、今、防災担当課長はこの4月からですので、当時のことはわからないと思いますが、その点について、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

一部御迷惑をかけたという点でございませうけども、平成29年4月改正時におきましては、先ほども申し上げましたけども、ゆめさとこども園の通園支援に加えまして、ゆめさとこども園への最短ルートを午前と午後に設定をしなければならなかったこと。また、かんぽの宿平群とザ・ビッグエクストラ平群店にもバス停を新設するなど、各方面からの御意見を調整しながら総合的に判断もしながら、ダイヤ改正とルート変更を行ったわけでございます。

先ほどから窪議員さんもおっしゃられておられますけども、コミュニティバスを必要とする高齢者や子どもの目線に立ってということでございます。地域公共交通総合連携計画の基本方針の中にも、高齢化率の増加に伴う公共交通へのニーズにも対応できるようにというふうには書いておりますので、先ほど申し上げました課題もありますけども、できる限り反映していきたいというふうな努めてまいりたいと考えておりますので、その辺については、またよろしくお願ひします。

○議長

窪君。

○10番

コミバス運行が始まって、もう10年以上たちます。私もこの現状を、昨日も馬本議員のほうからも詳しく御質疑がありましたけれども、本当にコミバスの利活用に関しては、大変ウイングを広げ過ぎて、本来必要とする方々にとって大変薄い、利便性がだんだんだんだん乏しくなっているように感じてならないんです。コミバスに余りにも負荷がかかり過ぎているというのが現状ではないかと思ひます。

今、課長のほうから、現在実施しているアンケート調査に基づき反映してまいりたい、第3回、第4回と新たな公共交通案の提案をしてまいりたいということをおっしゃいました。再度確認したいんですが、ここに平群町地域公共交通総合連携計画がございます。やはりコミバスを必要とされている高齢者の目線に立って、もう一度、原点に戻るべきではないかと思えます。利用したい高齢者の目線に立った、コミバスの運行の利便性に立った見直しが必要であります。その点に集中して、原点に立ち戻ってもらわない限り、幾ら改正していただいても利用数は減少し、本末転倒になるのではないかと思えます。本当に必要な皆さんですね、観光ももちろん大事です。それは一部ありましたが、町バスとかでやっていただいても、そこは御検討の範疇でありますけれども、やはりもう一度、原点に立ち戻るべきではないかと、そのように考えますが、原点に立ち戻って、新たな公共交通案の提案をしていただけるのかどうか、再度、御確認をさせていただきたいと思えます。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

先ほども申し上げましたけども、地域公共交通総合連携計画の基本方針にもありますように、その方針に私たちも再度見つめながら、先ほど申しました課題もあるんですけども、その辺は、結果的にはやはり考慮しなければならないと考えております。

ただ、先ほども申し上げましたように、今までいろいろな御要望もいただきながら、その御要望にもできるだけ応えるようにはしております。今後、先ほども申し上げましたアンケート調査の結果、今もまたいろいろと御意見もいただいておりますので、できる限り、その原点にも立ち返りながら反映できるように努めてまいりたいと考えておりますので、また御協力のほどもよろしくお願いをしておきます。

○議 長

窪君。

○10番

第3回、第4回の会議で見直しをされるんですから、ちゃんとした見直しをしなければ審議にはなりません。コミバス運行というのは何度も言いますが、高齢化が進む平群町の一番大切な事業になります。やはり外出をしやすい環境のために、2,000万、3,000万の費用を使っているわけですから、それを縮小しようというのであれば、その原点に立ち戻るのが本来のあり方ではないかと思えます。今後の見直しに対して、必要とされる御高齢の皆様が目線

に立った検討をされることを強く期待をいたしまして、これにつきましては以上で結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、窪議員の大きな2項目めの国道168号線平群バイパス（三里付近）の通学路の安全対策として速度規制をについての御質問にお答えをいたします。

1点目の同地域の通学路の安全対策の取り組みにつきましては、教育委員会を初め、町関係各課、県郡山土木事務所、西和警察署など多くの関係機関で構成されています。平群町通学路安全推進会議で危険個所の把握を行い現地を確認し、対策を実施しておるところでございます。

また、御指摘の国道168号線平群バイパス三里地区の地域は、平成26年度の通学路の安全推進会議でのスピードを出す車両が多いと指摘があり、平成27年度に、奈良県がドライバーに視覚的に狭く見せる減速マークをひいて対策を講じてまいりました。しかし、依然スピードを出す車両が多いのが現実でございます。

教育委員会といたしましては、通学路の安全を確保するために、今年度9月28日に実施しますが、開催に当たって通学路の安全推進会議に諮りまして、各委員によります危険箇所の確認を行い、検討の上、改善に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

2点目の通学路の安全対策として、速度規制をについてお答え申し上げます。

道路交通については、自動車と比較して弱い立場にある子どもら交通弱者の安全を一層確保することが必要であると考えております。速度規制は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素であると思われまますので、今月開催の安全推進会議での検討、会議のメンバーによる合同点検を行うことが必要であると考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。同地域、三里北から三里の交差点、特にですが、この地域の通学路の安全対策ですね、平成26年度の通学路安全推進会議でも私

も、また地域の皆様も同じように考えているとおおり、スピードを出す車両が多いと指摘があったと。27年、減速マークを引く対策をしていただいております。あそこの地域に関しては、これまでも幾たびも私も質問させていただき、排水性の道路舗装による騒音を減少させることと、また教育委員会等により速度を落とすように「スピードを落としてください」という看板を立てられたり、多くの対策を講じていただいております。同じ認識に立っているということを確認させていただきました。

今、住民生活課の課長のほうからも、合同の安全推進会議、また合同点検でもしっかりと協議してまいりたいということではありますが、私もこの前、西和警察に地域の方々と一緒に伺わせていただきましたが、去年の事故件数がその地域だけで28件あったということでもあります。ただ、西和警察の御答弁では、速度が原因でなかったということで、大変残念なお言葉でありました。

私はことしの8月の最初ごろに、北部からちょうど三里北を過ぎて三里の交差点までを走られている車の交通事故をたまたま目撃をいたしました。北部から走ってくる車が左側の住宅に激突して、それで歩道を横断するような形で車がとまっております。三里バイパス沿いの住宅地に激突したということではありますが、もしそのときに子どもさんや、また住民の皆さんが歩かれていたと思うと、本当にぞっとする限りであります。ですから、スピードの減速が絶対に必要であります。直接、西和警察はスピードが原因の事故ではなかったというようなことを言われましたが、少し考え方の相違であるなど。西和警察の課長さんの御意見では、ちょっと相違があるなということを感じました。これは会議をしていただくに当たりまして、西和警察だけがどうのこうの言うてるわけではありませんが、やはり同じ目線に立った会議をしていただきたいということで申し述べさせていただきます。

また、警察庁交通局が発行している資料があるんですが、速度規制に関する資料なんですが、速度規制は交通事故の防止に効果的であり、衝突時の走行速度と歩行者が致命傷となる確率では、30キロの時速の場合は致死率が約10%ですが、50キロの時速の場合は致死率が80%以上に上昇するということがあります。また、速度の低下によって騒音レベルも低下するということがあります。そのような観点から、やはり特にこの坂道のところの通学路の安全対策や住民の安心安全の対策が本当に急務であると思います。

そういうことから1点、教育委員会に御質問ですが、通学路を利用されておられる三里北、三里、また三里南の地域の児童数ですね、それについて再質問させていただきます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えをさせていただきます。

三里地区の児童・生徒の数でございますが、主に平群バイパスの三里交差点と三里南交差点を横断して通学しておるわけでございます。まず、平群小学校への通学につきましては、三里交差点を渡る子どもたちは4名、そして三里南交差点を渡る子どもたちは20名、合計24名の小学生が二つの交差点を渡って登校しております。

また、中学生につきましては、どこの交差点を横断するかというのは把握しておりませんが、三里地区に在籍しております生徒の数は13名でございます。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。少子化になるといっても、大変多いなと思いますけれども、1人でもお子さんが通学路として活用しているということは、本当に誰ひとり交通事故に巻き込まれないように、通学路の交通事故の事件が亀岡から始まりまして、まだまだ続いております。

そこで、再度ですけれども、速度規制に関してですね、両担当課の御見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをさせていただきます。

速度規制につきましてはですけれども、やはりあの地域は急に坂道になるということで、視覚の中です、速度表示を表示することによってブレーキを踏んで規制がかかるのかなということでは、大変有効な手法だと思っております。その中では、今度は合同点検を含めましてですね、安全推進委員のメンバーにつきましては、西和警察署はもちろん国土交通省、郡山土木、町職員、交通安全協会、各小学校のPTA代表役員なども入っていただいておりますので、いろんなそれぞれの立場からですね、危険箇所を見ていただいて評価をさせていただいて、対策を講じていきたいということは思っております。通学路の安全確保につきましてはですね、継続的な取り組みが必要だということをお思っております。繰り返して点検を実施することで、通学路の安全性の向上に今後も努

めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

先ほども答弁の中でありましたが、速度規制は安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素であるとも考えております。バイパスですが、人の命が一番大事ということでもありますので、そういうことでございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。両担当課とも、私も同じ考え方で一致しているということで御確認をさせていただきました。9月28日、通学路安全推進会議、またそれに伴いまして、合同点検も各縦割りではなくて全ての部署が集まられて、そういうことで意見をまとめて前へ進んで対策をしていただくことでもありますので、この地域に関しては、特に速度規制表示をつけていただくことで、さらに見直しをしていただきたいと思います。それによりスピードの減速にもつながります。

ただ、これが100%ということではありませんが、一つ一つできるところから対策をしていただき、また町全体の通学路の安全対策につきましても、今後とも担当課の皆さんにはお世話になりますが、よろしく願いをいたしまして、これにつきましては以上で結構です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

3項目めの御質問でありました町独自の婚姻届・出生届と記念証の発行についてお答え申し上げます。

日常の事務におきましては、当然のことでございますが、窓口職員により婚姻届・出生届の際に「おめでとうございます」の声かけに心がけております。記念写真につきましても、お手持ちの携帯ではありますが、お声かけがあれば撮影させていただいております。

御質問の届け出につきましては、届出人の手元に残るものでないことや経費面のことで、今後の検討事項とさせていただきます。

記念証の発行につきましては、記念品として町長からのメッセージ入りのポストカードなどについては取り組みが可能と考えております。

記念撮影コーナーの設置につきましては、執務スペースに余裕がないことから難しいところですが、関係課と協議を行い、検討を行ってまいります。

以上、御提案いただきました、これらの取り組みが在住・定住支援の一つとして効果があらわれるような取り組みになるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今、婚姻届・出生届は、届出人の手元に残らないことと経費面から検討したいということではありますが、私もこの質問をさせていただくのに、担当課から一部見本としていただきました。これが薄い茶色の婚姻届であります。そして、これが出生届であります。大変申しわけないんですけど、少し味気ないというんですかね、色的にも。他のところもインターネットでダウンロードしました。これ、A4ですが、これがA3になります。これが出生届であります。婚姻届ではこのような、これがA3になるんですけど、このような取り組みをされております。

大変経費面でもかかるということは思いますが、ただですね、この婚姻届・出生届に関しては、婚姻というのは本当に人生の一大イベントであり、全ての周りの皆さんも喜びに包まれるのに、茶色というのは、大変さみしいものがあると思うんです。私もここまでの色かなと思ってなかったんですが、ある自治体では、字体を全てピンク色にされてるとか、また『ゼクシィ』という結婚のそういう雑誌にも、そのようなものがあるそうですけれども、こういう色を変えるだけであれば、経費面でもそんなにかからないのではないかと。この様式は国の通達がありますから変えることは絶対不可能であります。それは必要ありません。ただですね、しっかりと検討をしていただくということですから、やはり平群町として恋愛から結婚、そういうすばらしい対策を平群町は取り組んでいただいております。「恋まち・育まち・へぐりっち」等々ですごく力を入れていただいておりますので、これもできたら一つのあれとして御検討を、そんなに費用は印刷の色を変えるだけですので、かからないと思いますので、そこにもしくはキャラクターが入れば一番いいですが、これが手元には届かないということでもありますので、そういう部分では考慮していただきたいと思います。

それと、記念証の発行ですね、受理証明というのが、大きな表彰式みたいな分厚いので1通、申請したら1,400円出したらただけのということでもあります。その他の受理の証明も数百円でいただけますが、そういうものではなく、今、課長の御答弁ありましたように、記念に残るポストカード、町長のメ

ッセージ入り、またそういう写真をそこに張るとかいうものは、大変私もこれはしていただきたいと思います。窓口でお声がけをしていただいたり、写真を要望があったら撮るということで、丁寧な対応をしていただいていることは評価をしたいと思いますが、このポストカードにつきましては、そのまま実施をしていただきたいと思います。

そして、記念撮影コーナーですね、これまでからも要望があつて、お忙しい中ですが、要望された方の携帯で撮影に御協力をしてくださったということでもあります。今後、検討協議をしたいと。よく記者会見ですね、町長とか、またいろんところでされるときも、後ろに平群町のパネルですかね、そういうものとかもありますのでね、場所が必要とかそういう次元の問題ではないと思うんです。壁にそれをポスターとして張っておられるところがあるんですね。だから、広さ、そういう次元の問題ではないです。特別広いところが必要とかいうものではありませんので、要望があったときは、そのようなコーナーで平群町も挙げてお祝いをさせていただいてると。その中で平群町の、ここの町は役場が大変老朽化しているけれども、温かい雰囲気が出た町だなと。温かいおもてなしが大変大事だと思いますので、この点につきましては、速やかに御検討をいただきたいと思います。若い世代の在住・定住支援に対して取り組んでいただけるようお願いをいたしまして、以上につきまして、これは結構です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、窪議員、4点目の御質問でございます。

町キャラクターのLINEスタンプの作成につきましてお答え申し上げます。

町キャラクターのLINEスタンプの作成につきましては、昨日の一般質問でお答えしましたところと重複をいたしますが、現在無料・有料を問わず、国内では32万セット以上が存在すると言われております。奈良県におきましても、先ほど議員お述べいただきましたように、三郷町、王寺町、広陵町、河合町、御所市などで作成をされております。

平群町といたしましても、こういった事例を参考にしながら、若い世代に対する平群町をPRする観点からすると、こういったものの必要性というのも認識はしておるところでございます。

ただ、デザインの数も8種類から40種類程度のパターンがワンセットと聞いておりますので、多くの種類のデザインを作成し、また収益的に実施されている市町村に伺いましたら、財源となるのもなかなか難しいというふうにもお

聞きしておるところでございます。

また、スタンプの作成につきましても、職員みずからがつくられておる自治体では、大体4カ月から5カ月程度作成に時間を要すること。スタンプとして承認をいただくまでに、2カ月程度かかるというふうにお聞きをしております。

しかし、議員お述べいただきましたように、地域をPRし、若い世代への郷土愛を醸成する機会にはつながるものと考えており、そのためには作成したスタンプが誰にどのような思いを抱いていただきたいのか、またあるいはどういった場面で利用されるかなど、戦略的な部分を明確にしなければならないとも考えております。ただいま申し上げましたことを踏まえまして、今後、先進地の事例を参考にしながら、既に取り組んでおられる自治体との意見交換を行い、費用対効果に注視をした上で調査研究をしてみたいというふうを考えております。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。平群町としてLINEスタンプについては、御答弁で地域をPRし、若い世代への郷土愛の醸成につながると考えると。必要性も認識して、簡単に調査研究をしてみたいという御答弁でありました。費用対効果につきましても御答弁されましたが、再度申しますが、これは収益を上げることが目的ではないということは再確認をしておきたいと思っております。収益が本当にあれなときはたくさん入ってくるという事例もあるそうですが、これはあくまでも地域を若い世代にPRする。

私も三郷町の「たつたひめ」のLINEスタンプを50円でしたか、100円ですか、それを買わせていただき、そのスタンプを送った先が大変かわいい、どこのですかと、このように聞かれたこともあります。それでまた話に花が咲いたこともありますので、やはりこういう時代になってきてるのではないかと思います。若い世代へのPR作戦として、この調査研究であります。前向きに調査研究と受けとめさせていただいてよろしいのでしょうか。再度お尋ねしたいと思っております。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

窪議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま三郷町の事例を挙げていただきまして、LINEスタンプのお話を

頂戴したところでございます。確かに三郷町さんはこういった形でたくさんのLINEスタンプをつくられておりまして、見た目かわいいなというのが正直な感想でございます。

町といたしましても、こういうふうなLINEというのが、ひとつ若い世代の大きなコミュニケーションツールになってるということは十分理解しております。その上で、それに付加価値をつけていくものの必要性というのも十分認識しておりますので、若者に受けるようなものでしたら、ちょっと積極的には考えていきたい、前向きには考えていきたいと思えます。

ただ、費用対効果と申し上げましたのが、デザインの作成であったり、それぞれの費用、また職員の人的な負担というのも含めて、そういったものと効果みたいなものを考えながらの対応にしていきたいと思いますというふうには考えておるところでございます。

○議長

窪君。

○10番

いろいろ丁寧な御説明をしていただきましたが、前向きに、ただ言葉だけの調査研究ではなくて、いろんな部分でいいからすぐやれるというものではないということも認識しておりますので、できることであれば積極的に取り組んでいただけるというふうに受けとめさせていただきます。

若い世代へのPR作戦の一つでございますので、しっかり取り組んでいただくことを要望いたしまして、これにつきましては以上で結構です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、窪議員の5点目の御質問でございます。

町の後援名義の使用規定の作成につきましてお答え申し上げます。

御質問の1点目でございますが、後援名義を使用した実績というところでございます。それと、この質問につきましては、後ほどまた教育委員会のほうから同様の答弁をさせていただきますので、内容的に少し重複する部分があるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

まず、町側の後援名義の使用の実績でございます。平成28年度で18の団体より22の事業につきまして申請がございまして、許可をしたところでございます。

二つ目の承認基準についてでございます。現時点で町部局では使用規定や承認取扱要綱などは設けておりませんので、申請のあった事業ごとに内容を審査

し、決定をしております。ただ、申請書自体を交付する際でございますが、承認条件等を設けておりますので、その承認条件を基準として準用しながら取り扱いのほうは行っておるところでございます。

3点目の承認とならない要件でございますが、具体的な承認の条件といたしまして、大きく4点ございます。

一つといたしまして、安全対策について配慮、また開催に当たって発生した諸問題は、開催者において自己解決をするというところ。一つ、平群町のまちづくりに寄与することに留意するというところでございます。一つ、政治活動、宗教活動、営利活動にならないようにする。一つ、金品の寄附、援助、署名、参加等を強要しないということで、この四つについて要件としております。これらの条件が遵守できない場合、また反するような事業につきましては、後援名義の使用承認を行わないということになります。

4点目の使用後、承認の条件が守られなかった場合の対応でございますが、許可書に記載のとおり、「後援名義の使用を取り消し、以後、後援名義使用の承認をしない」というふうなことが明文化されておりますので、そういった対応になろうと考えております。

5点目の基準を明確にするための使用規定の策定についてでございます。

現在、先ほど申しましたように、町部局におきましては、そういった規定、要綱等の取り扱いというがございませんので、現在、後援名義の使用承認事務をする上におきましては、申請のあった事業ごとに各課それぞれで審査を行った上、最終、町長の決済を受けて許可を行っております。先ほどお答えしました年間件数であれば、その都度、承認の条件に照らし合わせまして、申請事業の内容を精査し処理ができる範囲なので、特に規定等の整備は行ってこなかったというのが現状でございます。

しかし、議員の御指摘にもございましたが、教育委員会におきましては、既に要綱等を定めておりますことから、今後、町部局におきましても、要綱等の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、大きな5項目めの後援名義の使用規定の策定をについて、教育委員会からのお答えをさせていただきます。

1点目の使用承認した件数としましては、平成28年度で24件、平成29年度8月末で7件でございます。

3点目のどのようなものが承認対象外となるのかの御質問ですが、承認対象外となりますのは、特定の政治団体、宗教団体の活動、また公共性がなく営利を目的とするもの、また教育委員会の方針に反するものでございます。

4点目の使用後、承認基準の条件が守られなかった場合の対応についてでございますが、後援名義の使用取り消しや以後の後援等名義使用を承認しない場合がございます。

5点目の後援名義の使用承認に当たっての基準の明確化を図るべきということでございますが、教育委員会におきましては要綱を定め、ある一定の承認基準を定めておりますが、後援名義を承認するということは、その趣旨に賛同し、名義の使用を承認することであるため、承認基準や許可条件において、住民の皆様疑問に思われることのないように、再度町名義を所管します政策推進課と教育委員会で協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。まず、1点目、実績、28年度は教育委員会24件、町部局が22件ということであります。使用の承認基準の明確化が図られているのかということで、教育委員会は後援名義の使用のこれですけれども、要綱が定められておりますが、町長部局のほうはしていないが、この件数なので一つ一つ担当課と協議をしてどうかいうんですかね、それで審査して決定する中、許可書の交付のときに承認の条件を設けているというふうな御答弁でありました。

また、どのようなものが承認対象外となるかということで、今御答弁を聞いておりましたら、双方とも特定の政治団体、宗教団体の活動や公共性がなく営利を目的とするもので、また教育委員会の方針に反するものということで、さらに署名や参加等を強要しないことが要件としている。これは本当にもっともなことであります。こういうものに関しては、また使用承認をしないということを確認に御答弁いただいておりますが、またその承認基準の条件が守られなかった場合の対応は、今後このようなことが守られない団体には、後援名義の使用取り消しや以後の後援名義使用を承認しないという御答弁でありました。

また、最後の後援名義の使用承認に当たっての基準の明確化ですね、町長部局、政策推進課も要綱の整備をこれから努めてまいりたいという御答弁であったと思いますが、教育委員会が要綱を定めていただいておりますが、住民に疑問に思われることのないように、政策、町長部局とも協議していきたいという

御答弁でありました。

そこでですね、この教育委員会の要綱があるということは、私も初めて知りまして、いただきました。この中に、第7条で事業報告及び決算書の提出というところがあるんですが、ここには「主催者は共催を受けた事業が終了した場合は、速やかに事業を開催結果を示す報告書を提出しなければならない」と明記がされています。それで、ここ数年間の年度別の事業報告書の提出件数と現状についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

窪議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ただいま御質問をいただきました、町のほうが後援名義の承認をした中で、一定、事業収支の報告書等の提出というところでございます。何分、先ほど答弁申し上げたとおり、町部局のほうにはそういった提出等の要綱の規定がございませんので、提出を行っていただいたものがどんだけあるのかというところでございます。28年度の実績から調査なんですけども、先ほど22件の名義の承認を行った中で、1件なんですけども、報告書の提出をいただいたというのが現状でございます。

以上です。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えさせていただきます。

教育委員会におきます承認件数並びに報告がなかった件数でございますが、平成28年度におきましては承認件数24件に対しまして、報告がなかったのは18件でございます。

○議 長

窪君。

○10番

特に政策推進課は要綱がありませんので、これは1件だけ出された。御丁寧にきっちり出された団体だなと思いますけれども、それはないんですから言うことはできません。

ただ、教育委員会はこういう要綱が定めておられて24件中18件が未提出ということなんです。この中身、私も今質問させていただいていますが、中身は1件1件わかりませんが、ただしですね、この後援名義の使用を許可する

ということは、やはり住民の皆様が「後援平群町」また「教育委員会」と書かれてるということで、どういう内容かわからなくても、町が全部責任を持ってくれてるということで参加をされるというふうに思います。また聞いております。だから、ここの許可というのは住民に大変安心感を与えるわけなんですね。報告書を提出するということが決まっている、この決まりも守られない、これ、決まりを守るということは、やはり最低限の義務であります。

教育委員会にお尋ねさせていただきたいんですが、ただ、この18件の未提出の中には、社会教育団体と言われます連合長寿会やら連合自治会、町婦人会、また文化協会、体協等々の諸団体も入っているのでは、わかりませんが、あると思うんですね。ただ、こういう諸団体、社会教育団体の諸団体に関しては、平群町と同時でその場に平群町もいて、一緒にしているところに関しては報告書を出してくださいというのは、ちょっといかがかというんですか、本来は出してもらうのが筋であります。ただですね、住民の皆さんから言われているのは、平群町、教育委員会が出しました、その後、皆さんが出したところに、本来であるならば一緒に御参加をいただいて、どういう内容であるかということを確認するのが担当であります。職員の皆さんは大変お忙しいですので許可すると、だから許可をしつ放しというのは、本当に大変大きな問題であると思うんですね。ですから、この使用許可については、社会教育団体以外にはやはりきっちりと、ここの文章でも「速やかに出していただく」と、このような文言が入っておりますので、そういう観点から再度、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをさせていただきます。

この18件の報告がなかった件の内訳につきましてはですね、任意団体もありますし、また実行委員会形式でやっている場合、県単位の事業、そしてまた郡単位の事業の承認という部分も含まれておりますので、なかなか18件のうち何件がそれに当たっているということは、今の段階ではわからないんですけれども、社会教育団体等の承認につきましてはですね、やはり確かに明確になっていない部分がございますので、今後は精査をしていきたい。そしてまた、他の市町村の承認基準も調査をして進めていきたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

使用を承認しつ放しと、こういうことが町民の皆さんに疑念を持たれる一つのところであると思います。ですので、そこの承認をしたところに町が出向いてということはなかなかできないことでもありますので、ですから、やはり承認申請された窓口できっちりと精査をしていただき、今後その要綱等に関しまして守られなかった場合は、速やかに取り消しをということが本来の姿ではないかと思えます。

私は要綱の上の規定ですね、本来は条例があって順番がありますが、要綱の上の規定の策定ということで質問を今回させていただいております。ですので、規定の策定まで行かれるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

窪議員の再質問にお答えをさせていただきます。

規定なのか要綱なのかというところで、いわゆる行政の条例規則から始まります文書画一的な見解になろうかというふうに考えております。基本的には、今、御質問を賜ったところにつきましては、平群町がみずからの自治体としての事務を行っていく、いわゆる後援名義という部分につきましては、町がみずからの判断で行っていくというふうな事務であろうかというふうに考えておりますので、そういう面からしましたら、要綱が適当なのかなというふうなことは考えておるところでございます。

それとあわせまして、他の市町村の条項なんかも拝見する中では、大体ほぼそういった承認使用に関する要綱というところで、条立てがなされているというのが現状でございますので、そういったものも参考にさせていただいた上で整備のほうを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長

窪君。

○10番

しっかりと整備をしていただいて、規定がいいのか要綱がいいのか、条例とかそういう文言になりますが、あくまでも紙ではなくて、きっちりと町民の皆さんに疑念の持たれない承認の申請ということ、私は一般質問を今回させていただきましたので、しっかりとホームページにもこのような名義使用の許可等がありましたら、そこにはやはり今後整備されます要綱等々につきましても張りつけていただいて、そういうものに立って申請をしていただけるようにすることが、本来の行政としての役割ではないかと思えます。

最後に、後援名義の使用につきましては、今後も町民の皆さんに疑念の持た

れることのないよう、承認基準を明確にして整備をしていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございます。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号7番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。

山口君。

○7番

今回は、3点にわたって、通告に従って質問をさせていただきます。

まず1点目は、国民健康保険の県単位化と国保会計についてであります。

来年度から国民健康保険事業が市町村単位から都道府県単位に制度が大きく変わります。超高齢社会の中で市町村が運営する国保事業は、国庫支出の削減と相まって厳しさを増し、それを打開する方策として、政府は国保の県単位化へ移行することを決めました。しかし、都道府県単位化に当たって、全国知事会が主張した「健全な国保運営には国費1兆円の投入が必要」これは実現せず、既に投入されている1,700億円と合わせて3,400億円の投入で幕引きとなりました。この額は、平群町は実施していませんが、全国の市町村における一般会計からの法定外繰入総額にも満たないものです。したがって、超高齢化で医療費が年々伸びる中では、国保事業を都道府県単位化にしても、高過ぎる国保税の軽減はできません。医療費総額の25%程度まで引き下げられた国庫負担をもとの50%に戻すことが国保税問題を解決する基本です。まず、このことを指摘した上で、国保の県単位化で平群町の国保運営と国保税はどのようなになるのか質問します。

(1) まず最初に、国保財政の責任主体が奈良県になり、県が県内の市町村ごとの標準保険料率を算定し、それに基づいて算出された納付金を市町村が県に納付するということですが、この納付金の額はどのような積算で決まるのでしょうか。

次に、奈良県の場合、料率は当面の間、単一ではなく、各市町村ごとに県が積算、算定して公表するとのことですが、単一料率にするのは何年後になるのでしょうか。

次に、最近の情報では、各市町村ごとの納付額を県が示すのは年明けの1月になるとのことですが、これでは来年度以降、料率がどのように変わっていくのか、加入者に周知する期間もなく、また条例等の改定の議会審議も県、市町村ともに年度末の3月ということになります。県が主催して定期的な市町村への

説明会はもとより、町村長会などからも、県に対して納付額と標準保険料率を一刻も早く示すよう強く要望すべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

次に、加入者にとって最も気になるのは、具体的に料率がどのようになるかということです。まだ県は最終的な納付金、標準保険料率を示していませんが、ことし1月、前提数字に問題があるとの前提のもと、国が開発した全国共通の納付金算定システム（簡易版）で、各市町村の納付額と標準保険料率の試算をしています。あくまで試算ですが、これに基づいて平群町の納付額と、それに基づく国保税の料率と国保会計がどうなるのか、以下の点についてお尋ねします。

これから言います数字については、初日の国保会計の補正予算、また決算審査の中でいろいろ聞いてる以前につくったものですので、若干その数字は再質問の中で変わってくるとは思いますが、とりあえず最初はそのまま読ませていただきます。

県の試算では、平群町の納付額は7億5,450万2,000円となっています。この金額は昨年度の1.6倍に引き上げた今年度の国保税収入調定額6億3,345万4,000円より、さらに1億2,000万円も多い金額です。この7億5,000万円に見合った国保税ということになれば、昨年度の1.8倍もの負担増になります。平群町以外の市町村にとっても、国保税の大幅増税は避けられません。そこで、県は激変緩和措置をとるとしています。その内容は、実際に徴収している国保税収入とは別に、昨年度、平成28年度の確定したデータからはじき出した国保税収入としての必要額と県が算定した納付額との差額を6年かけて引き上げるというものです。平群町の確定したデータからはじき出した昨年28年度の国保税必要額は5億6,900万円、県の試算納付額との差は1億8,550万円です。この6分の1と医療費増加分2%、県は最近2.4%と言っていますけれども、2%を加味した金額が来年30年度の納付額となります。これで試算すると、30年度の平群町の納付額は6億1,129万7,000円になります。基本的な考え方として、このような計算で間違いはないのでしょうか。

2点目は、平群町の国保会計について、28年度収支の確定を受けた6月議会では、単年度実質収支8,000万円程度の黒字が見込まれると答弁しましたが、今議会の補正予算で前期高齢者交付金が1億1,671万8,000円増加し、それに伴う国県負担金の減額6,001万円を差し引いても5,670万円の増収が見込まれることから、今年度、単年度の実質収支は1億3,670万円の黒字の見込みになります。この点についても、今議会の中で前期高齢者交付金については、6月議会の答弁の中でそれも織り込んでというこ

とでしたので、この辺の数字はちょっと変わってきますけれども、いずれにしても、今年度の収支比率については現時点での見込みをですね、今回答弁していただきます。初日の話では、8,500万円程度になるのかというのに対して、そのようになるような話でしたけれども、その点についても確認いたします。

三つ目は、このように見てくると、国保会計は今年度で2,000万円以上の黒字、これは先ほどの数字から言ってますので、これについても変わってきますけれども、この辺についてもですね、今年度の最終的な実質収支が幾らになるのか。28年度末では1億1,440万円の赤字ということになっていきますので、それがどうなるのか。ただ、私がいろいろ計算する中ではですね、今年度相当の黒字になり、ほとんどの赤字が29年度末で消されるのではないかと、このように考えています。

このように、いずれにしてもですね、昨年11月からことしの3月にかけて町のほうが28年度末に2億5,000万の赤字になると。これを置いたまま29年度も同じような2億以上の赤字になるので、その分について赤字にしないために国保税を値上げすると、こういう話であったわけですが、その辺が大きく違ってきているということについては、どのように計算しようとも明らかだというふうに思いますので、その点についての町長の見解を伺います。

大きい2点目は、榎原の農地への土砂等不法投棄の早期改善をとということです。

この問題については、昨年の6月議会から毎議会、今回で6回目の質問となります。これだけ続けて質問するのは、この榎原の事例が余りにもひどいことと、町の担当課が早くから不法投棄の現状を知りながら、適正な対応をしなかったことが今日の事態を招いたという行政としての責任を認めないからです。ここで再度、何点か確認、質問します。

まず1点目は、平成24年1月、榎原651番の農地の北側の外周壁がゆがみ危険、このように地元住民の通報を受けて現場の状況を確認し、同年5月、行為者に対して専有物の撤去と水路の復旧を町が指導したということでした。この指導に対して行為者は、どのように対応し、どのような対策をとったのでしょうか。

2点目は、最初の指導で水路の復旧を挙げられています。この水路は651番と323番の境界の水路だと思いますが、この水路はもともと開渠だったと聞いています。24年5月の時点ではどのようになっていて、どのように復旧するよう指導したのでしょうか。

3点目は、この水路は現在パイプをはわせ、上に大量の土砂が積まれています。

す。水路は法定外公共物で現在は市町村の行政財産です。この当時は国有財産であったかも知れませんが、その場合でも都道府県知事の管理ですから、形状変更には行政の許可が必要です。形状変更の手続をされているのでしょうか。

4点目は、町の作成したこの間の指導経緯によると、24年5月の指導の2年後の26年9月、323番の地権者から土砂が搬入されたと担当課に通報、このときの町の対応は不明です。ただ、町の指導経緯に記載はありませんが、323番に本格的に土砂が搬入されたのは、この年、26年2月、地権者は行為者にはもちろん地元の農業委員を通じて町の担当課に指導を頼んでいます。この26年当時の指導記録はないのでしょうか。

5点目、この26年9月、323番の地権者はこのままでは農地法違反となり、地権者としても困るので非農地への転用を担当課に問い合わせたところ、担当課は「転用は困難、山林化し、現況照明で非農地と判断されるしかない」と指導したとのこと。これは事実でしょうか。

6点目、町にも責任があるとのこの間の私の指摘に、町の答弁は「結果的に問題解決に至っていないことについては、申しわけなく感じているが、町が責任を負うようなことはないと考えている」というものでした。しかし、町の指導経緯からも、24年5月の指導以降、昨年28年4月に県とともに指導するまで土砂や廃棄物の撤去、水路の原状回復の指導を一切していません。答弁では「地権者と行為者の間で所有権の問題があり」などと弁解していますが、町が法令を遵守して適正な指導をしていれば、今日の事態にはなっていないことは明白です。町はその責任を認めるべきです。町長の見解をお尋ねします。

最後に、解決に向けた今後の方針について、ことし6月議会で町は、行為者には改善の意思があり、少しずつ改善していることから引き続き指導することでした。昨年4月から搬出された土砂の量はどれぐらいでしょうか。現状を見ると、ほとんど出されていません。この点について、担当課の認識と解決に向けた今後の見通しを示してください。

大きい三つ目は、南小学校普通教室へのエアコン設置についてです。

地球温暖化の中で学校教室にエアコンを設置する自治体がふえています。平群町では既に平群小学校は設置済みで、北小学校も来年度設置の予定になっています。あとは南小学校と平群中学校ということになります。この普通教室へのエアコン設置については、これまでも多くの議員が年次計画を立てて設置するよう求めてきました。ところが、北小学校への設置計画は決まったものの、南小学校については今議会初日、9月5日の本会議で財政状況を見ながらと、年次計画を立てることさえ拒否し、町長に至っては、南小学校を廃校にする可能性まで言及しました。また、この議論の中で、教育長は以前の町内の小学校

を2校に再編するとした小学校再編成アクションプランについて「現在は凍結しているが、それをどうするか検討したい」と述べ、保護者などの意見聴取を行うことまで言及しました。

そこで、次の点を質問します。

1点目、南小学校普通教室のエアコン設置は、南小学校の存続か廃止かの決定後、存続と決まるまで実施しないということでしょうか。

2点目、南小学校の存続か廃止か、いつまで結論を出すのでしょうか。

三つ目、南小学校の存続か廃止か、それを決める物差しは何でしょうか。

4点目、平群町の今後のまちづくりの上で、住居分布や地理的条件から南小学校の廃止はあり得ないと考えますが、その点について町の考えをお聞かせください。

以上、大きく4点について明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、山口議員、1項目めの国民健康保険の県単位化と国保会計についてをお答えいたします。

1) 納付金額の積算方法についてお答えいたします。

30年度の制度改正により、県が国保の財政運営の主体となり、安定的な財政運営を目指します。このことにより納付金を県に納めることとなります。納付金の積算方法でございますが、まず県全体の保険給付費から国県からの交付金や前期高齢者交付金などの収入額を減算し、前期高齢者納付金や審査支払手数料などの支出額を加算、県が必要とする納付金額総額である納付金算定基礎額を算出します。

次に、市町村毎の納付金を算定します。納付金算定基礎額を50対50の割合で応能分と応益分に分け、応能分につきましては、県全体の所得に対する平群町全体の所得の割合に応じ、町応能分を算出します。応益分につきましては、県に対する町の被保険者数及び世帯数の割合に応じ、町の応益分を算出します。この応能分と応益分の合算額に対しまして標準収納率を乗じ、さらに国から示される調整係数を乗じた額が町から県に納付する額となります。

次に、2) でございます。単一料率についての御質問にお答えいたします。

国保の県単位化により同じ所得、世帯構成であれば県内どこに住んでも同じ保険料水準になることを目指しています。現在、各市町村間の財政状況や税率に大きな開きがあるため、30年以降、6年を目標としています。

続きまして、3) でございます。納付額の確定時期についての質問にお答え

をいたします。

納付額については、現在のところ11月に県より暫定額が示され、確定額が30年1月下旬から2月初旬にかけて通知される予定になっています。この納付額の決定に基づき、町としての税率を算定することになります。納付額の算定に必要な係数を国から県に示される時期が12月となるため、このようなことになるようです。議員がおっしゃるように、議会や国保運営協議会での協議、加入者の皆さんへの周知期間が短く、また行政の事務作業もかなりタイトになるため、県の会議のとき等ですね、たびたび市町村より時期の前倒しの要望をしております。

次に、4)でございます。試算の基本的な考えはこれで間違いないかという質問でございますが、本来必要となる国保税の算出方法や激変緩和措置に伴う減額値の算定方法がいまだ示されていないため、お答えはできません。

②でございますが、6月議会において28年度の決算状況をもとに、29年度の決算見込みを試算したところ、8,000万円程度の黒字と見込まれると答弁をさせていただきました。この試算は、当初予算と比較し、歳入として前期高齢者交付金が1億1,600万の増、療養給付費交付金が4,400万円の減、保険基盤安定繰入金が3,900万の増、療養給付費の負担金等が1億1,000万円の減としまして、歳出で療養給付費が8,400万円の減、後期高齢者支援金が2,700万円の減、償還金が4,000万円の増、介護納付金が900万円の減、前期高齢者納付金が70万円の増と推計したものでございます。

現時点での決算見込みについての御質問ですが、28年度の決算状況をもとに、もう一度29年度の決算見込みを試算したところ、7,500万程度の黒字が見込まれます。この試算は、当初予算と比較し、歳入として、先ほどの答弁と重複しますが、前期高齢者交付金が1億1,600万円の増、療養給付費交付金が4,400万円の減、保険基盤安定繰入金が増、療養給付費国庫負担金等が1億4,600万円の減、税収入で7,200万円の減でございます。歳出としては、療養給付費が1億7,100万円の減、後期高齢者支援金が2,700万円の減、償還金が3,500万円の増、介護納付金が900万円の減、前期高齢者納付金が70万円の増と推計したことによるものでございます。これは1人当たりの療養給付費の伸びを5%とし、9月時点の被保険者数に乗じて算出した療養給付費と保険税を算入したことによる試算値でございます。

③についてでございます。引き上げ過ぎた国保税を速やかに是正すべきとのことでございます。

現時点で見込める29年度の単年度収支は、7,500万円程度の黒字でございます。27年度の赤字1億1,400万円を相殺すると、約3,900万円程度の赤字となります。27年度、28年度においては医療費が大きく上下しました。29年度において、医療費の低い伸びのまま決算を迎えられればよいのですが、再び医療費が膨らむ可能性もあります。このことから加入者の方々には御迷惑と御負担をおかけいたしますが、現状の税率で維持したいと考えています。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

順次、再質問をします。

まず、納付の積算方法について、今の答弁だと市町村の納付金の算定は応能50、応益50の割合で、そのうちの応能は、その市町村全体の所得に応じて算出すると。ほんで、応益はその市町村の国保加入者と世帯数で算出すると。この合計に標準収納率を割り戻して、ほんで国の調整係数、そこでちょっと聞きたいんですけども、国保会計やのに応能については、要するに平群町でいえば平群町の住民全体の所得、奈良県は39市町村で、じゃあ、所得の高いところはこここの応能のところは高くなるわけね。それは別に国保加入者の所得ではなくて、平群町住民全体のということでもいいんですか。いいのであれば、それはどうしてそういうふうになってるのか。

それと、調整係数を国が決めるって言ったけど、この調整係数のこれは何を調整するものなのか。ただ調整係数と言われたって、さっぱりわかりませんので、その辺の説明はしていただけますか。

ほんで、2点目については、さっき県は6年間で単一料率を目指してると。しかしね、この前、うちの宮本県議から県の担当課長に話を聞いてもらったところ、今言ったように、市町村全体の所得の応能割のほうをそれぞれの市町村の住民の所得が高い低いで出せばですね、いつまでたっても、一緒のものにならないでしょう。これはどこで調整するのか、ちょっとわかりませんが、それ、今の県のやり方でいったら、自動的に6年後、激変緩和だけすれば一緒になるというものではないはずですよ、今の説明やったらね。その辺は県はどのように説明してるのか、聞いておられるなら説明してください。

それから、納付額の確定時期について、県のほうで聞いても、先ほど課長が答弁されたようなことでした。要するに、1月の終わりにならないと確定した数字は出ない。ただね、さっき私が数字で出した、ことし1月に県が県下39

市町村の納付額や標準税率を試算として出した、これは2回目だったそうですね。ことしの8月、これは新聞にも載ってましたけども、8月末までに全国47都道府県が国保の県単位化について、それぞれのところがどうなっているかを8月31日までに国に報告しなさいと、これが3回目です。県のほうで頼んで、私、きょうまでに手に入れたかったんですが、県はなかなか出してくれなくて、20日ごろには私どもの県議団のほうに来るかなという。県議会はきょうから始まるそうなので、20日ごろには県が県会議員に提示するのではないかというふうに言ってるんで、この議会ではちょっと議論はできませんけども。それは1月のやつとどう変わってるのか、ちょっとわかりませんがね。

今、課長の話が11月ごろにもう1回暫定的なやつ、それは8月で出したやつで、あと国からいろいろ新たな情報のもとに出される分だと思んですが、これについても何ぼ言ったって、県が主体ですから、やいやい言ったって県が出さなければどうにもならないんですけれども、39市町村の国保担当者がみんな困ってるんだということですね、やっぱりしっかり物を言っていたらいいということはお願ひしておきます。

それから、四つ目の①です。この計算ね、前もちょっとどっかで言いましたけど、平群町はむちゃくちゃ高いんですよ。加入者数が平群町より多い斑鳩町とあんまり変わらんですよ。ほんで、三郷町はなぜか知らんけど加入者数がね、今度は平群町は大分減ってますから、その辺の数字は変わってきますけど、高いんですよ、三郷より。県が出した1月の試算で計算すると、三郷町より1人当たり1万から2万高いんですよ。なぜそんなことになんのかっていうのもね、これはやっぱり住民の皆さんに説明する必要があるから、担当課としてもしっかりその辺についてはつかんでいただきたい。

ほんで、さっき答えられないって答弁したけど、私は別にこの数字が正しいとか聞いているわけじゃない。こういう計算で間違いはないのかって聞いているわけ。ほんで、1月の試算で県が平群町の前に七億何ぼ出したのは事実でしょう。37市町村の全部ありますけど、きょうは持ってけえへんかったけど、こんな分厚いのありますけど。そこへ全部、医療分、支援分、介護分って全部分けて1枚ずつきてるじゃないですか、すごい計算式があって、いろんな掛け算か、割り算がどういうもんで出てるのかわかりませんが。最後によくわかんのは、市と町と村で収納率が全然違いますから、平群町なんかは高い、96か97で割り戻してる。ほんで、奈良市とか大きい市なんかは、本当は八十何%しか入ってないのに、それでも90%ぐらい割り戻してるでしょう。あれだって不公平じゃないですか、おかしいでしょうということになるでしょう。その税率で県が決めてしまえばですよ。そこは市町村が決めるから、割り戻しのやつはそ

れぞれのところでは決められるから問題にならないと思いますけども。ただ、あの計算でいいのかなど。それは激変緩和も、県に聞いたらああいうやり方ですよ。

要するにね、この1月の資料は平群町27年度で出てるんです。27年度と28年度の平群町の国保会計は一番何が違うか、税率は一緒です。何が違うかといえば、人数が違うんです。加入者が27年までは5,900人前後でずっと推移してるんです。それが28年でどっと減り、おとといの文教厚生委員会で平群町の今の国保加入者は5,300人と言ったでしょう、たしか。そう答弁したと思うんです。それで見たら、2年間で600人減ってるんですね。これについては、きょう、新聞に載ってましたわ。きょうの新聞に、これは協会けんぽに企業が国の政策で5,000人以上のところ、今まで非正規とかパートの人が国保に入ってた組合健保とか厚生年金に入ってたのを、そっちへ相当国が力を入れてやった結果、全国で三十何万人が国保から協会けんぽや、そういう社会保険のほうへ行ったと。平群町もだからそれがあるんでしょう。それと75歳で後期高齢者になりますから、その両方だと思うんですけどもね。そこの違いが大きいから、その辺も含めてね、例えば私は平群町で1月に出した県の資料を見てですね、平群町ではそこの数字さえさわれば計算し直せる、あそこに一応全部書いてありますから、正しいかどうかは別にして。そういうこともできると思うんです。ただ、考え方として間違っていないかどうか聞いてるんであって、それに答えてください。

それから、今年度の決算見込みね、確かに課長、いろいろ数字言われて7,500万と。せやけど、予備費計算してないじゃないですか。当初予算には予備費2,000万あったでしょう。この2,000万は予備費全部なんか使う予定になってないねんから、当然黒字のほうに入ってくるんじゃないですか。ほんな9,500万になるでしょう、計算し直して。もちろんこれも結果どうなるかは別問題ですけども、医療費の動向によっては大きく変わりますから、結果は別問題ですけども、ただ見込みということでは9,500万円になるのではないかと。そしたら、1億1,400万から9,500万引いたら、2,100万ほどということでしょう、一応現状の予算上は。今度の補正予算後の現状はそういうことになるのではないかとということですから、この点については、別にここで議論しても、今はそうやこうや言うたって、結果はどうなるかわかりませんが、ただ、そういうことだと。

それと1.6倍上げたけども、実際、当初予算から、さっき7,500万円税収が減ると。これは別に加入者が減ったから減ったんでしょう、7,500万円。加入者減ったということは、医療費もそれだけ減るのか、逆に国保から

ほかへ行った人はみんな健康な人で、どっちかいうと若い人が行ってますよね。残るのはやっぱり高齢者が残って病気になりやすいということになるのか。ただ、去年の決算が27年度から医療費が相当落ちた。この理由として、当局のほうは加入者が減ったからということも言ってましたから、これだけ減ったら医療が下がったのかなと。当然、去年の医療費に比べれば下がらず、ただ1人当たりはふえる、そういうことでしょう。そしたら1.6倍上げて、実際計算したら、7月に町が送った納付書を全部合計したって、去年の調定額の1.52倍でしたかね、たしか僕が計算したら。一人一人は1.6倍に上がってるんですよ、残ってる人は。でも、合計でいうとそうなるということですから、そこについてもですね、これはちょっと余計な話になりますが、さっきの医療費の見込みについては、再度答弁してください。

今、一応一通り、全部その点での再質問をよろしくお願いします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

山口議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

たくさん質問をいただきましたんで、ちょっと漏れてたらまた容赦なく教えていただけたら結構かと思います。

まず、所得の考え方なんですけども、当然これは国民健康保険に加入されてる方の所得ということで、御理解いただきたいと思います。

それと、国保の係数のことなんですけども、通常、国がこれは全国共通の調整率ということなんですけども、療養給付交付金とかですね、前期高齢者交付金とかいういろんな係数を用いて算定するものでございます。それがね、県に聞かせてもうたら数十種類あるということを言うてます。それで、計算できないねんというふうな答えを聞いております。

それから、6年間かけて目指すと、激変緩和をするという話でございまして。これにつきましてはね、我々もちょっと本当わからないんです。というのはですね、県のほうで過去からずっといろんな会議をしておるんですけども、また変わります、また変わりますというようなことが多々ありましてですね、県のほうも公表はできてない状況かと思っております。

山口議員さんの考え方に間違いはないかということでございまして、我々も聞いている範囲でしかお答えできませんので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

それと、39市町村、1月に出された数字というのは、私は持ってません。平群町の数字だけしか持ってないんでわからないんですけども、あれにつつま

しても、大変大きな金額になっております。それで、あれもまだ本当にわからない数字でございますので、県のほうも公表はしてなかったと思うんですけども、ただ、今後どう変わっていくかというのは、まだ全然見えてない状態というのが、ちょっと遅過ぎるんですけども、本当に議員おっしゃるように遅過ぎます。ほんで、我々も暫定で予算組むという話になります。基本的にはそういう形になると思うんですけども、3月議会に再度作りかえるというようなことになろうと思うんですけども、その辺がまだ未確定なことが多くてですね、本当に我々も苦慮してるところです。

3回目の試算ですね、9月20日ごろ県のほうで公表されることなんですかね。その辺の話も私には全然入っておりません。また県議会が始まったということで、県のほうも我々の対応はまだいただけていないので、ちょっと今のところお答えはできないということです。

それから、試算の数字が高いというふうにおっしゃっておられました。これは三郷さんや、よその市町村のことはわかんないんですけども、あれは恐らく所得水準が高いということですね。だから、全県39市町村の全部の所得に対して、平群の国保加入者の所得で計算することになってる。それで50%の応能分を見るというふうになりますので、あとは被保険者の数が世帯の数ですので、その辺が影響するとは思いますが。

それからですね、標準収納率ですけども、これ、今我々が聞いているのは92、94、96やったと思うんですけども、大きい市なんかやったら92かというふうに聞いているんですけども、平群町の小さいところであれば96ということで聞いております。

それから、加入者の減少ですね。山口議員が600人程度というふうにおっしゃってましたけども、これも去年1年間の分を全部異動届を確認しました。その中で、やっぱり一番大きいところですね、やはり社保加入と社保離が影響しています。それがですね、山口議員が先に言ってくれはったんで、あんまり言うことないと思うんですけども、出入りですね、喪失と加入の異動件数の約半分以上が社保に関することでございます。28年10月から社会保険の適用拡大がございまして、国もそういうふうに言うてます。被保険者数の減が一番大きな原因は、社保の適用拡大やというふうに言うておるんで、平群も同じようなことかなと思うんです。ただ、被保険者数の減少についてはですね、今県の速報値なんですけども、はっきりしたことはわからないんですけども、全部の市町村が昨対を割っているということでございます。

それから、激変緩和の考え方なんですけども、本当にこの激変緩和の考え方というのは、私らもまだはっきりわからない状態です。簡単に言えば、当然、

平群町が必要とする保険税額と納付金の違いというのをですね、6年かかってきちっとするということやと思うんですけども、ただ、それもまた変わるといように話をしてるんで、まだこの辺ではちょっとお答えはできないと思います。

それから、予備費2,000万円あります。それで、今おっしゃってもらったように、もう使わない、流すことになればですね、当然2,000万円プラスになるというのは山口議員おっしゃっているとおりだと思います。

それから、7,200万円の税が減ってるということにつきましても、今申させてもうたように、加入者の減しかないと思います。1人当たり医療費に関してはですね、結果的には伸びると思うんですけども、ただ被保険者数が減るといのは、そういう傾向にあるとは思いますが。それで、今度、決算見込みで大きな数字で医療費も減るといふふうにお答えさせていただきましたけども、これも通常であればですね、去年の決算額をもとにして何%伸びるといふ形の見込みを立てるんですけども、やっぱり被保険者数の減というのがありますので、当然税も減りますので、出るほうも減るといのは考えられます。その中で、1人当たりの医療費の支出額ですね、それをもとにさせていただきました。それで、1人当たりの分を出しまして、そこからことしはとりあえず、例年5%と言うてますので、5%に伸ばさせていただきました。それで、今9月現在の被保険者数を掛けたということでございます。その辺で御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

もうこれはね、ここで議論しても県で決めて、あと県から来たやつを平群町でどうするか。ただね、当局のほうは39市町村で平群町の分しかもらってないということなんですけども、手に入れようと思ったら手に入れられるしね。やっぱり何でこんなことになるのかっていうのがわからんようなやり方なんです。今まだころころ変わるっていうけど、この間、県が説明してることでいえば、そういうことなんです。さっき最初に言った、平群町の平成28年度の国保税必要額5億6,900万というのを、あなたたちに頼んで出してもらった数字ですからね、わかりますね。それからまだ人が減ってるわけです。でも、ことし、このときより人が減ってるから、必要額は医療費の上った分を足せば同じぐらいになるのかもわかんないけども、私はもうちょっと下がると思う。ということはね、ことし調定額が6億3,345万ということは、この

差額ね、今年度、予算上から見て医療費も下げてるし、ほんで全部下げてこれぐらいなるっていうのはわかるけど、私はまだもっと黒字になると思いますよ、今のままいけば。ただ、どういうことが起こるかわからんから確定はできませんけども、実際は5億6,900万、ただそのときに四億四千何ぼしか集めてないから、当然赤字になるっていうのはわかるんですよ、今のシステムではね。それを是とはしませんけど、国が金出さへんのが悪いと思いますけど、まあそういうことです。

だから、そういうことも含めてね、どっちにしたって8月に3回目のやつを都道府県は全部出してますから、それを早く手に入れて、平群町としても今のこんな高いのをどっかで下げないと、本当に払い続けられない。そういうことが起こります。今みたいな収納率は無理です、今のままだったら。日本の景気がどんどんどんどんよくなって、いっぱいその金が入ってくるなら別ですけど、なかなかそういう状況でもありませんのでね。そのことは指摘してですね、この問題については、逐次議会にも報告していただくことをお願いして、この件は結構です。

○議長

山口君の質問の途中ですが、午前11時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時45分)

再 開 (午前11時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、山口議員の2点目の榎原の農地への土砂等不法投棄の早期改善についての御質問にお答えいたします。

まず、一つ目の平成24年5月、町が行為者に対し、専有物の撤去と水路の復旧の指導に対し、行為者はどのような対応や対策をとったのかについてですが、この指導の際に水路内にヒューム管の埋設等を確認し、外周壁のひずみと土砂等の搬出とあわせ、行為者に指導を行いました。平成28年4月以降の県との合同の効果もあり、実際に対策されたのは平成28年10月に一部の土砂

の搬出がされ、今も少しずつではありますが、土砂の搬出をされています。

次に、二つ目の平成24年5月の時点では、水路はどのようになっているか、どのように復旧するよう指導したのかについてですが、平成24年5月1日に323番の土地所有者より通報を受け、現場確認を行ったところ、水路内に口径1,200ミリのヒューム管が設置し、土砂で埋め戻しをされていたことから、651番の事業者の確認をしたところ、これを認めたため、具体的な指導内容はわかりかねますが、外周壁のひずみと土砂等の搬出とあわせ、改善をするよう指導を行っています。

次に、三つ目の水路の形状変更の申請の手続はされているのかについてですが、水路の形状変更及び占有の申請は提出されておられません。

次に、四つ目の平成26年2月当時、土砂が搬入された指導経緯についてですが、平成26年9月に土砂が搬入された通報のみ確認をしており、その際の指導内容及び平成26年2月当時の指導記録はございません。

次に、五つ目の平成26年9月、323番の地権者より非農地への転用の問い合わせに対し、町は「転用は困難、山林化し、現況証明で非農地と判断されるしかない」と指導したのは事実であるかについてですが、町の指導経緯でそのような指導内容の記載がありますが、これについては323番の農地転用が認められる場合の可能性の見解であって、町が323番の土地所有者に対し、そのように指導したことはございません。

次に、六つ目の平成24年5月の指導以降、平成28年4月までの指導は一切しておらず、適正な指導をしていけば今日の事態にはなっていないのではないかという、町の責任を認めるべき町長の見解についてですが、平成24年5月以降の指導については、323番の土地所有者より相談を受け、両者の聞き取りをする中で、行為者と323番の土地所有者の両者間の解決に委ねることが解決策と考え対応していたところであり、前回の御答弁と同じになりますが、結果的に問題解決に至っておりませんが、町が法的な責任を負うようなことはないと考えております。

次に、七つ目の平成28年4月からの土砂の搬出量は幾らか、また現状についての担当課の認識と解決に向けた今後の見通しについてですが、平成28年4月からの土砂の搬出量は、合同指導による現場確認と行為者の聞き取り調査で約42立米、2トン車で35台の搬出を確認しております。また、解決に向けた今後の見通しについては、外周壁の建築物の撤去、廃棄物らしき堆積物の適正な処理、土砂の撤去など、それぞれの法律違反を是正させるため、引き続き県の関係部局と連携をとりながら問題解決に向け指導を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

順次、再質問します。

まず、①、②のところで24年5月の町からの行為者への指導ですけれども、24年5月の指導について、先ほど水路内にヒューム管が布設されたと。ほんで、土砂で埋め戻されていたことを確認し、651番に土を入れた行為者に確認したら、ヒューム管の布設とその上を土砂で埋め戻したことを行為者が認めた、それで外周壁のゆがみと土砂の搬出とあわせて、水路を原状回復するよう指導した、こういう答弁だったというふうに思うんですが、それで間違いないでしょうか。

それから、水路の形状変更の手続、これは③ですけれども、これは占有の申請は提出されてないと、こう答えられたわけですけれども、これも法令違反になるんじゃないんでしょうか。その辺はどのように町としては考えておられるのか。

それから、④の323番に本格的に土砂が搬入された26年2月からの指導、これについては地権者からの話ですと26年1月、2月からですね、夏ごろまで何回も役場の当時の担当課、観光産業課だったのか、その前の名前だったのかな、ちょっとあれですけれども、土を入れるのをやめさせるよう訴えたと話しておられます。この年の平成26年12月24日、クリスマスイブですけど、323番の地権者の方がですね、司法書士さんと一緒に役場を訪れられて、ほんで農業委員会事務局、担当課が事務局ですから一緒ですけれども、その担当者でですね、現場の写真も見せて323番だけでなく、651番の農地にもですね、特に651番は早くから無断転用ということで、司法書士さんがその指摘をして、原状回復命令を出すよう農業委員会の事務局に要請したと。そのときの記録もないんですかね、今のさっきの話やったら。私はこの司法書士さんに直接面談して、当時の話も聞かせていただいて、その人はメモも残ってるということですから、多分間違いないと思う。

それから、5番目の非農地への転用の問い合わせに、これはこの前、観光産業課から出してもらった、榎原323番及び651番の指導経緯という平成24年1月から27年10月、最後は私の名前が問い合わせ者になってますが。27年10月までの間を書いてるね。今、最初に指摘したのは、平成26年9月に地元農業委員と323番の所有者が問い合わせ者で、問い合わせ内容は323番を転用したいと。それに対して指導内容としてね、「転用は困難である。

山林化し、現況証明で非農地と判断されるしかない」ってこう書いてあるわけやんか。これは一般論として言ったって、今おっしゃったんだけど、一般論としてこんなこと言う。僕も3年間、農業委員をさせてもらったからあれですけども、要するに荒れて雑種地みたいになってるとか、竹がむちゃくちゃ伸びて農地としてはなかなか使えないから、実際農業もしてないんで非農地証明ということで認められることも多いです。

ただ、あそこは前も言いましたけど、圃場整備でやった一番西の端ですから、本来そんなんはできるはずもないし、農業委員会事務局ならわかってるはずなんです。わかってるはずなのに、そういうほっといたらええ。これには布石があるんですよ。当時の榎原を担当してた農業委員の方が一緒のことをおっしゃってたそうです。だから、町のほうは全く初めから、あそこは法令違反してるという認識がなかったのかということになるわけですよ。農地に土積んであんのに、ほっといたらなるよという一般論として言ったとしてもね、それを地権者は信じはったわけです。ほんならもう土いっばいたまってるし、農業できへんし、ほしたら非農地証明、でも町はそんな非農地証明できへんよって、こう言われたわけですよ。結局、非農地証明の手続はしたんですよ、その後、1年後にね。したんですけど、それは当然、農業委員会のほうが正しい。あのままの状態では非農地証明出したら、これこそまた問題です。ですから、却下された。農業委員会では当然のことですね。ただ、そこへ行くまでの、町のその問題についてはですね、ある意味こういうことを行政が一般論として言ったとしたって、あそこの土地の場合、それができないのはわかってんのに、そういうことを言ったということ自体が地権者をだまして、住民をだまして、ということになるんじゃないか。その辺は違法行為に加担してると言われても仕方ないんじゃないですか。その点どう思ってますか。

それから、6点目の町の指導、全体的に怠慢やということは、この間、一貫して言ってきました。それはなぜかということ、地権者と行為者の当事者間の解決に委ねることが解決策だと考えたって、この間、一貫して言ってるんやね。これはね、さっきも言ったけど、初めから農地に土入れてるという違法なことをやってるのに対して当事者間で、それも所有権の問題でもめてるからって。もめてたら余計でしょう。どっちにしたって、土どかせんのが行政の仕事じゃないですか。担当する県にも通報してない、要するに産廃のほうは県ですからね。農業委員会のほうも調査したあれもないでしょう。本来なら農業委員会が調査して、先ほど司法書士さんが言ってたという原状回復命令を出すのが当然なのに、それをしていなかった。そのことが町に責任あるって、ずっと一貫して言ってるのに認めない。だって、24年5月に町は最初に指導へ入って以降、

土がふえなかったんですか。昨年28年4月まで4年間、土がふえ続けたじゃないですか。だから、323だけじゃない、もう1筆にも入ってるんです、小さい土地ですけども、くっついてるね。だから、そこを言ってるのに、かたくなに認めない。町長は法令遵守が大事って、こう言うんよ。口では何ぼでも言えますよ。でも、実際やってることは全然違うじゃないですか。そこを何で認めないのか私は不思議で仕方がない。誰が聞いたって、こんなもん疑問の余地ないですよ。担当課が変わってるからね、僕は西岡課長にあんまり言いたくないけど、でも町としては24年からの事件なんですよ、本当はもっと前からですけどね。でも、町ははっきり発覚し、私もいつからってつかんだのは24年からですから、その以前がどうなってたかというのは航空写真でしかわからなくて、こう言うてるわけやから。だから、そこんところをね、町の怠慢、法令を遵守しなかったこと、これが住民に迷惑をかけて今みたいなことになってるわけですよ。だから、その点について責任を感じないのか、これはもう町長が答弁するしかないです、ここは町長、答弁してください。

それから、最後の今後の指導についてですけども、1年半で42トン、2トントラック35台、ほとんど出してないに等しいんじゃないですか。そこで聞きますけど、あそこは一体どれだけの土が埋まって、2トントラックやったら何台あったら出せるんですか。大体で結構です。それを答えてください。

それと早期に頑張るって言ってるんやけど、頑張り方が遅過ぎます。これは県にも、この前行って言っときましたけど、難しい顔して聞いてはりましたけどね。もうちょっとスピード感を持ってやっていただきたいこと。これはね、どっちにしたって県と町で頑張ってもらうしかないですね。今これまでの質問、一応全部答えていただけますか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、山口議員の質問にお答えいたします。

1番目の1点目と2点目の指導の内容につきましては、議員お述べのとおりでございます。

二つ目の質問の水路の法令違反ではないかという御質問なんですけども、今も違反状態でございます。手続も上がってないんですけども、今まで改善の指導をしていたので、手続のほうもとるような指導もしておりません。

3番目の26年12月24日に司法書士の方と事務局に原状回復の要請をしたということなんですけども、これについても、こちらの記録ではございません。

4点目の非農地の転用の問い合わせに対し、「転用は困難、山林化されるしかない」という回答をしたことなんですから、一般論で伝えたのかということなんですから、別に記録では本人にそういうように指導したかというのは、ちょっとそこまでは記録ではわかりません。町の職員につきましては、農地を保全する立場でいてますんで、そのように積極的に本人にしたということはないと考えております。

六つ目の町の対応について当事者間に委ねた、県に通報していない、これが責任やということでおっしゃってたんですけれども、解決策として委ねたというのは、そのときの記録からそういう事実になっています。ほんで、あと報告についても少し遅くなってるんですけれども、以前も回答しましたが、28年2月に県のほうに報告をしております。

それで、あと1年半で42立米、少ないんじゃないかということなんですけれども、それと合わせてどれだけの全部でトン数があるかということなんですけれども、それについてはすぐにわかりませんが、土砂が搬出された数十倍の量はあっていると思います。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

水路については、今は土を入れてませんけど、土を入れてた行為者なる人物が布設して埋め立てたと。それは違反状態ということですね。あれは町の管理ですよ、それは間違いないですね。ほんで、そこについては指導してないと、違反について。指導してないって言ったんかな、一度もしてない。ちょっと待って後でいい。

それから、原状回復命令は記録にない。これ、担当者の名前もわかってるんです、確認してください。何年何月って言うたらわかるでしょう。確認してください。司法書士さんはメモを残してますよ、当然仕事ですからね。役場の窓口へ行って話して、現場の写真も見せて、ほんで対応した担当者、名前言うてええのかどうかわからんけど、わかりますね。ほんで、要請してると、そのときの記録がないって、面談してんねやから当然記録はあると思うんですけれどもね。ちょっとそれは探してください。

それから、農地保全の立場、一般論で言ったと。山になれば、山林化を促してはないんやろうけど、山林化になったらなるよという一般論で、農地を保全する立場やったら土砂をどけるように指導するのが普通やと思うけど。ほんで、課長、28年2月に遅まきながら県に行って、これは私、最初にこの問題で担

当課で話したのが27年11月でした。それから非農地証明が本人から出されて農業委員から却下され、その後ですね、県のほうにも行き話もし、その中で県がパトロールしてる桜井の担当のあそこは知ってましたよって言ったもんね。いいかげんやなと思いましたが。ただ、農地かどうか知らなかったと。うちは産業廃棄物のパトロールだから、土入れていることに対しては、そのときはですよ、そうおっしゃってた。でも、平群町にとっては農業委員会としては、あそこは農地ってわかって土入れているんやから、28年2月に県にっていうまでやね、もっと早くに県とも相談し、例えば告発するべきやったん違いますか、はっきり言うて、前も言いましたけど、もっと早くに24年の段階で。それを怠慢やって言ってるわけですよ。

ほんで、早期に解決をとということであれば、さっきも言いましたように、ちょっとほんまにあの土砂を全部出すのは本当に難しいです。難しいですけども、やっぱり農地に戻してもらわないとだめなんで、その辺はきちんとやっていただきたいので、今ちょっとなんか水路のことで答弁あるみたいなんで、そこを。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

水路の手続については、改善の指導をしているので、用途変更等の申請の指導はしておりません。

○議長

山口君。

○7番

はい、わかりました。ただね、今言ったように、本当にむちゃくちゃなんですよ、勝手に水路を埋めてね。これは水利組合も本当は関係してくるし、ここは町が完全に管理してるとこじゃないですか。だから、水路を早く掘り出すように土を出さなあかんわけですよ、まず急ぐべきは。下にも、その水路を使って田んぼとかあるわけですからね。

町の責任について、町長はどう考えてるんですか。私、この間6回質問していろいろ言ってきましたけど、これで町の職員が法令遵守してたと言えるんですか。町長は、十分頑張ってるうちの職員は法令違反してきたということですよ。一言答弁をお願いできますか。

○議長

はい、町長。

○町長

いろいろ御議論をいただいているところでございますが、これまでの本町の職員も一定対応してきたところでございますが、個々の対応全てにおいて、その時々判断が全て適正であったかどうかという点につきましては、多少疑問にも残るようなところもあるようでございます。

今後におきましては、そういうことのないようにですね、県の関係部局と連携をとりながら問題の解決に向けて、より一層力を注いでいきたいなというふうに思います。

○議長

山口君。

○7番

これはすぐに解決する問題じゃないですけど、ただ私はやっぱり間違いは間違いとしてちゃんと認めた上でね、後をどうきちっと改善していくかということ、いろいろ仕事も忙しいでしょうけども、真摯に向き合っていくというのが、私は住民に対する責任だというふうに思います。職員の方は担当が変わりますから、何回か前の担当者、そんな人もありますが、ただ町としては継続してやっているわけですから、そこはやっぱり今自分がそれになって何でこんなこと言われなあかんねんって、こう思うかもわかんないですけども、やっぱり住民にとってはね、生きるか死ぬかという問題にまでなることが多々あるんで、そこんとはやっぱり真摯に受けとめていただいて今後もやっていただきたい。

次、12月にするかどうかわかりませんが、この問題については解決するまできちっと見届けたいと思いますんで、ぜひ町のほうもですね、県と力を合わせていただいて、頑張っって早く解決するようにしていただくことをお願いして、この件はこれで結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、山口議員の大きな3項目めの南小学校普通教室へのエアコン設置についてに関する御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の南小学校普通教室のエアコン設置は、南小学校の存続か廃止かの決定後、存続と決めるまでは実施しないのかという御質問でございますが、教育委員会といたしましては、町内の児童に等しく同じ教育環境を整えていきたいと考えておるところでございます。空調設備の設置に関しては、これまで保護者や地域住民の皆様からの御意見、御要望、また設置を求める署名、議会での請願可決など、多数の皆様方からの御意見や御要望をいただいております、

その設置の必要性、重要性につきましては、十分理解しているところでございます。

御質問にありますように、学校の存続か廃止かということでエアコン設置を実施しないということではございません。先般の補正予算審議で説明させていただきましたように、北小学校は今年度末で地下タンクの40年の耐用年数が終了することから、さまざまな議論の上、次年度にエアコン設置をする計画となったところでございます。

また、南小学校の暖房用ボイラーの地下タンクにつきましても、平成35年3月17日まで40年という耐用年数の期限がありますので、ボイラーや暖房器具も含め使用可能の状態であることから、ことしの冬季以降も使用するため、地下タンクの改善措置を行い、ボイラーを使用することの判断をしたところでございます。

教育委員会といたしましては、町の財政状況のこともありますけれども、今後、南小学校へのエアコン設置ができるように国庫補助金など財源につきましても、文科省だけではなく環境省などの他省庁の国モデル事業なども研究をしましてですね、多角的な角度から検討し、導入費用でありますとか設置の時期のタイミングなどの情報収集を行っているところでございます。

2点目のですね、南小学校の存続か廃止か、いつまでに結論を出すのかという御質問でございますが、平成22年10月に全戸配布をさせていただいた小学校再編成アクションプランでは、小学校を2校に再編成するという方針となっていました。初日の補正予算の審議において教育長より答弁させていただきましたように、そのアクションプランの経過や議論、また保護者や議会からの御意見を踏まえ、現在は凍結をしています。凍結中ではありますが、このアクションプランにつきましては、小学校適正規模に関する提言書や小学校再編成検討委員会の提言において、民間の有識者の方、保護者の方、地域住民や学校関係者など多数の方々がかかわっていただきまして、さまざまな御意見を踏まえて策定したものであり、その重みも尊重してきたところでございます。

そのようなことから、今後の児童数の推移、保護者の意見、地域の御意見を聴取していく必要もあり、その意味を含めて検討したいという答弁でありましたので、いつまでということに関しましては明言できませんので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

次、3点目のですね、南小学校の存続か廃止を決める物差しはとの御質問でございます。

現段階では、具体的な物差しはございません。町の将来を担う子どもたちのため、南小学校だけではなく町全体の教育をどのように向上させていくのか、

そのためによりよい教育環境をどう構築していくのかが大原則でありますので、保護者や地域の皆様方の御意見、地域の状況など検討が必要であると考えております。

次、4点目でございます。平群町の今後のまちづくりで住居分布や地理的条件から南小学校の廃止はあり得ない。町の考え方はとの御質問でございます。

一つの学区は、地域にとっても町のまちづくりにとっても、大きな構成要素でありますし、学区が存在することによる地域のつながりの意義や位置づけの効果は大きく、さまざまな面で重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

すばらしい答弁でした。南小学校へのエアコン設置の時期を明らかにしなかったことを除いてです。非常にすばらしかったと思います。そのとおりだと私は思います。

そこで全部貫いて聞きますけども、初日の町長の答弁ね、こうおっしゃってるんです。「小学校再編成アクションプランとの兼ね合いもあり、そこも十分検討の上、空調設備については検討したい」こう答えられた。今、教育委員会から答弁あったように、この間、この問題はいろんな議論がありました。一般質問もありましたし、先ほど教育委員会からあったように請願もありましたし、一般質問はちょっともっと古いのはわかりませんが、馬本議員が平成25年12月議会でされているんですね。そのときの教育委員会の答弁が「教育環境の公平性を保つため、エアコンの必要性やそれによる教育的効果も期待できると認識しているが、財政的に一度に全ての学校への導入は困難」こういうふうに答弁されて、その上で馬本議員のほうから優先順位はという質問があったんですが、それに対しては「教育委員会の判断として中学校、北小、南小の順になってくるのでは」と、こういう答弁をされてるんですね。

その後、平成27年3月に、お母さん3人からですね、そのときは平群小学校にはエアコンが全部ついてましたから、北小、南小、中学校にエアコン設置と、それからトイレの洋式化ですね、改修をという請願が出されて、これは27年3月ですから、今の議会構成の前です。ちょうど変わる前ですからね。そのときに請願が出されていろんな議論がそこでもされています。そこでの答弁も一貫して、先ほど馬本議員が一般質問で述べられたような答弁をされてます。請願そのものも、当時、戎井議員だけが反対で、あのときは12人ですから、

あと議長を除いて10人全員賛成ということで、ここに残っている議員さんは全員賛成やったということですよ。そのときに町長はこうおっしゃってるんです。「やはり子どもたちの教育環境を同じレベルに持っていくという、その必要性は十分感じております」と、「可能な限り計画的に整備を進めてまいりたい、そのように思うところでございます」と。

その後のですね、この議会のあった27年6月議会に植田議員が一般質問してます。そこでも同じような、ただ、計画的にやると言いながら、年次計画は財政的な問題もあり立てられないっていうのは一貫したあれです。

でも、今回ちょっと遅くなったけれども、北小については今年度設計、来年工事でつけるということになったわけですから、南小学校はいつするんだと言うたら、さっきみたいな答弁が今回、小学校再編成アクションプラン、何年ぶりに聞いたかなというぐらい、びっくりするぐらいの話でした。その間アクションプランという名前が出てくるんです。それはね、年次計画をつくるアクションプランをつくりたいなというのが教育委員会から出てたんです。小学校再編成じゃない。その間、南小学校の廃校の話、平群全体で2校の話なんて、それ以降、一切出てない。にもかかわらず、町長が今回出されたのは、当然8月31日にあった全員協議会の第2次財政健全化計画との兼ね合いを思って、この際、小学校がまた一つ減ったらええのになって、あんまり財政的には影響ないはずなんですけども、そう思っておられるのかなと。それは僕の勝手な思いですけども。それでそういうのが出てきたんかなというふうに思うんですよ。

ですから一番聞きたいのは、その初日のさっき紹介した町長の答弁は、どこに真意があるのか。今の教育委員会の答弁を聞いても、財政的な問題があってもすぐにやるとはよう言わんけども、早い時期にやりたいと。教育委員会としてはやりたいと。平群町の子どもは皆一緒の環境で教育させてあげたいという思いはにじみ出てるんですよ。せやのに、じゃあ、初日の町長の答弁は一体何だったのかと。

ほんで、きょう、最初の質問でも言いましたけど、教育長は凍結してると。解凍するかどうかわからんという初日の話でしたから、検討するというぐらいの話でしたから、まだあれですけど、いずれにしても町長の真意をもう一度詳しく聞かせてください。

○議長

町長。

○町長

私の真意を山口議員はちょっと誤解してるんじゃないかというふうに思っておりますので、それは質問の中身を見てみますとですね、そういうふうにとれ

ますので、申し上げたいと思います。

私は、一貫して子どもたちの教育は平等であるべきであるという気持ちには全く変わりがないということでございます。ただ、アクションプランがあるということで、例えば今現状ですね、南小の保護者とか、そういった皆さんに統合を望む機運が高まっているとかいうふうには私は感じておりませんが、やっぱり原理原則として、そこら辺も一定ですね、確認をしておかないままエアコンを設置するというふうなことは、行政としてはやってはいけないんだろという趣旨もあってですね、現実には事実上アクションプランは、私は頓挫してるという言葉が正しいかどうかわかりませんが、してるなというふうに感じておりますし、現実、教育委員会のほうで答弁がありましたように、凍結状態にあるというふうなことも、私も認識しておるところでございます。

したがいまして、少なくともこの凍結状態がしばらく続くということであればですね、やっぱり南小学校についても考えていかなければならないというふうに考えておりますので、決して南小学校を廃校にするということを申し上げてるわけじゃございませんので、その点は誤解のないようお願いしたいとかように思うところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

それだったら、アクションプランの話が突然出てくるね、それまでにもエアコン、それからトイレの洋式化の話は、先ほど紹介したように、馬本議員が25年12月で、もう4年前ですよ。そのときには、町長から小学校再編成アクションプランあるからどうのこうのなんて全然出てないじゃないですか。その後も全く出てないじゃないですか。突然、今議会の初日にその話が出てきたからびっくりして、今回本当ならもうとっくに終わってるはずなのに、この問題を質問せなあかんようになったわけじゃないですか。だって、びっくりするでしょう。あれだけ南小学校の保護者がみんなほとんど反対して、それで何とか残ったって変な言い方ですけど、あのアクションプランどおりにならず、西小と東小の合併だけでなったと。

ほんで、南小学校については当然、平群町の地理的な関係からいって、まちづくりの観点からいって、いろんな戦略からいって、潰すほうがマイナスになるというのは、町長はどう思っておられるかわかりませんが、普通に南に住んでる人間から見れば、当たり前なことだと思うんですね。だから言ってるんであって、町長、今弁解されたけど、でも初日の言い方ははっきりどう聞いたって、そういうことですよ、兼ね合いもございまして。兼ね合い

があるということは、まだそこがはっきりしてないからエアコンつけても無駄になるというような意味合いになるじゃないですか、誰が聞いたって。だから、きょう質問して、教育委員会は全然違う答弁。ただ、じゃあ、いつごろにするんだと。廃止とか存続とか関係なくエアコンはつけたいと。ただ、財政がネックにあるというのはわかっています。じゃあ、財政がネックにあるというたら未来永劫つけんでもええのかということになるわけですよ。北は来年できるんですよ。その次の年に南は設計し、遅くてもその次の年に南小学校に設置するというのが当然じゃないですか。

予算概算出したのは、南小学校で3,000万です、全部ですよ。工事費だけやと思いますけど。そら、設計も何もしてなくて、平群小学校の大規模改修のときにつけたやつから計算したとあって、当時の西本課長が答弁してるのがそういうことです。それは請願のときの議論の中で出てきますから、そのとおりがわかりませんよ。

ただ、そういうことを考えるならば、一定、時期もきょうは示せとは言いませんが、早い時期に示していただいて、町長が今お述べになったことが、初日の話が私の誤解だと言うんだったら、きちっとそういうスケジュールも出していただきたいということは指摘して、きょうは答えられないと思いますので、私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号8番、議席番4番、森田君の質問を許可いたします。
森田君。

○4番

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告どおり町職員の削減、駅周事業の予定どおりの完成、くまがしクラブの来年度以降の継続、クラウドファンディングによるまちづくりの4点を質問します。町長を初め、職員各位には、簡単明瞭、誠意ある答弁を冒頭お願いしまして、質問に入ります。

まず最初は、町職員が多く、削減すべきではについてであります。

総務省や奈良県の資料によりますと、平成28年4月の平群町職員は190人で、近隣の三郷町は168人、斑鳩町は191人、安堵町は107人、王寺町は161人となっています。平群町の190人は人口や財政規模からいって、職員は多いのではないのでしょうか。自治体によっては、執行事業や住民サービスに特徴があるので、一概に職員が多い少ないと論じるのは危険であります。王寺町は平群町より人口が多く、財政規模が大きいにもかかわらず、職員

が29人少ない。その中身を比較すると、会計別では、一般会計は平群で171人、王寺142人、国保は平群3人、王寺4人、介護は平群5人、王寺2人、職種別では事務は平群は115人、王寺は125人、保育教諭は平群が35人で、王寺は17人、調理員は平群が8人、王寺が3人、清掃員は平群が9人、王寺はゼロ、保健師は平群が10人、王寺は8人、部門別では税務は平群が11人、王寺が9人、民生では平群が57人、王寺が20人、衛生は平群が25人、王寺が12人、農林水産は平群が6人で、王寺が1人、教育は平群が19人で、王寺が45人となっていますが、王寺町と比較して、住民サービス、行政サービスに差や違いがあるのでしょうか。そして、王寺町の臨時職員は何人いるのですか。また、王寺町の人件費、賃金は幾らになっておりますか。

ラスパイレス指数が平群町は95.3、三郷は95.4、斑鳩は98.7、王寺は94.9となっており、ラスパイレス指数がよく議論になりますが、それよりも職員数、人件費が一番問題であり、それを改善しなければ平群町の財政は根本的に解決しないのではないのでしょうか。そのためにも不要な仕事はしない、やらない、仕事の見直しが不可欠であります。

平群町の財政は非常に厳しい状況ですが、少数精鋭であれば職員の給料は高くてもよいと私は思います。役所でも民間企業でも、組織の成果は人の優劣によって決まると言っても過言ではありません。なお、当然のことではありますが、行政だけでなく我々議会でも不要なことをしない、無駄なことをやらない、我々自身が総括検証する必要があると私は思います。

2点目は、駅周事業は予定どおりの来年3月末完成ができるかについてであります。

総事業費80億円、町負担は29億6,000万、利子を加えると、優に30億を超え、町の財政負担が大きい駅周事業は来年3月にできると、今まで町は公言しておりましたが、完成まであと6カ月しかありません。本当に完成できるのか、私はいささか疑問に思っております。また、総事業費や町負担が膨らまないか心配しております。駅周事業については、駅周組合員や組合員以外の住民の方から当初計画では立派なビルが建ち、住宅が建ち、人口はふえると聞いていたが、空き地だらけで住民は減っており、当初計画と乖離しており期待外れだ。議員は何をしているのだ、チェック機能を果たしているのかとお叱りを受けることもございます。また、区域内工事や周辺工事が予定どおりの3月末に完成できるのかと、同様の不安視する声が私に寄せられております。

そこで駅周区域、周辺区域の事業について、6月議会の私の一般質問でまだ決まってないことが多くありましたから、あれから3カ月たっており、今議会でも確認の意味合いも含めて、4点質問いたします。

1 番目は、仮換地契約の締結のことです。

この種の事業は、土地の権利移動をいかに早く確実にするかにかかっています。これができなければ工事できませんし、前にも進みません。全てこれにかかっていると言っても過言ではありません。6月議会で仮換地契約は1件を残すのみで、これも御家族を交えて協議していると答弁がありましたが、あれから3カ月たちます。換地の契約はできたのでしょうか。また、それ以外に減歩地権者とは全て合意されてるのでしょうか。

そして、老人福祉センターかしのき荘北側で町が駅周換地移転先として、町が造成した土地にまだ建屋工事をしておりませんが、本当に現在区域内の建物を11月末までに解体できるのでしょうか。また、相手側と土地の売買契約は完了したのでしょうか。

2 番目は、駅周区域内の工事の完成時期です。

① 便所新築を含む駅前広場工事、シンボルツリー、モニュメント、時計、植樹、ベンチなどの整備内容が決まりましたか。また、予定の12月末完成は本当に大丈夫でしょうか。今月の町広報には、駅前線に街路樹としてハナミズキ、桜の木のオーナーを募集してる記事が掲載されておりました。この種の事業には補助金がつくわけですが、なぜゆえオーナーを募るのか不思議でなりません。そして、街路樹としてハナミズキ、桜をどのような経緯で選ばれたのか、どなたが選ばれたのか。

② 駅前線国道から踏切までは無電柱化を進めると説明を受けましたが、街路灯が決まっていなかったが、街路樹も含めて決まりましたのでしょうか。工事が12月末、本当に完成するのでしょうか。

地区公園の整備工事は、底地は組合が整備するとお聞きしましたが。遊具の設置、植樹は町が整備することになっておりましたが、整備内容が決まりましたか。また、町が幾らお金をかけて、いつまで整備するお考えでしょうか。そして、県が整備することになっていました竜田川沿いの河川公園は、地区公園と一体で整備すると説明を受けましたが、整備内容は県と合意されたのでしょうか。また、いつまで整備することになっていますか。

3 番目は、区域周辺の整備のことです。

① 暫定平群西線の拡幅、区域内道路から暫定道路までの接続は、今まで社会資本整備交付金を使って町道を6メートルに拡幅して、駅周の完成までの来年3月末まで整備して接道要件を満たすと説明を受けておりましたが、最近になって地権者の意向を踏まえて畑のままだったり、建物を建てる場合は接道要件を満たすと言っております。どちらが正しいのでしょうか。また、町の道路構造基準で暫定道路平群西線の拡幅、区域内道路から暫定道路までの接続道路を

来年3月末までにつくるには、用地買収をいつまでする必要があるのでしょうか。

②平群交番交差点の改良はしないと説明を受けましたが、歩行者、車両等の安全が確保できるのですか。また、区域内と区域外の歩道の接続はうまくいくのでしょうか。

4番目、近鉄の平群駅舎改修、駅前広場の鉄道事業負担金のことです。

①駅舎の改修のことですが、近鉄は改修費の全額を町に負担を求めているということでした。町としては近鉄と折半で交渉していると言明を受けましたが、今まで一度も改修内容の説明もありませんでした。町が求めている具体的な改修内容はどのようになっていますか。折半ということであれば、改修総額は幾らと踏んでいるのでしょうか。また、6月以降、近鉄との交渉はいかがなっておりますか。

②駅前広場の近鉄の鉄道負担金のことですが、負担基準となる算定面積が違っていると説明を受けましたが、近鉄が主張する面積であれば、近鉄の負担金は幾らになるのでしょうか。なお、6月議会の質問の折に、近鉄田原本駅の駅周広場整備、駅周の改修について田原本町にお調べをお願いしたわけですが、その結果はわかりましたでしょうか。

3点目は、くまがしクラブの来年度以降の継続についてであります。

日本スポーツ振興センター補助金を使った総合型地域スポーツクラブ自立支援事業「平群町くまがしクラブ」は、スポーツ活動を通じて子どもの体力向上、青少年の健全育成、高齢者の健康づくり、仲間づくりができる環境づくりや「町民1人1スポーツ」を合言葉に、地域住民の生涯スポーツの推進を図るとともに、元気で健康な地域連帯感あふれる、この町に住んでよかったと思えるまちづくりを目指すとしております。平成25年4月にスタートしました。

そこで、平成28年度の会員数、クラブ数、参加数や活動状況や事業収支はいかがなっておりますか。また、本事業の助成金が本年度で打ち切られると聞いておりますが、来年度以降も本年度同様、事業を継続するお考えでしょうか。あわせて三郷、斑鳩、生駒市、王寺町などの近隣の自治体の取り組みはいかがなっておりますか。

最後は、クラウドファンディングでまちづくりを。例えば、花いっぱい運動についてであります。

クラウドファンディングについては、昨日、井戸議員から詳しくお話しされましたので、省略させていただきます。恥ずかしい話ですが、私はクラウドファンディングで映画を制作したり、本を出版したり、宇宙にロケットを打ち上げるなどの投資型にだけしか活用できないものと思っておりましたが、町内の

動物愛護に熱心に取り組んでいる方から、広島県神石高原町ではNPO法人の事業をクラウドファンディングで町がふるさと納税として捉えたとお聞きしまして、ネットで神石高原町のふるさと納税を調べてみますと、このNPO法人は総額10億円の事業を設定して、現在4億5,000万円集めているようで、非投資型や行政でもできることを私は初めて知りました。広島県神石高原町のクラウドファンディング、ふるさと納税につきましては、6月でしたか7月でしたか、職員の方にお話をしておりますので、既に詳しくお調べいただいていると思います。

そこで、平群町は小菊やバラなどの花卉生産が盛んで、全国に知れ渡っています。町内を俯瞰するとパブリックスペースには花が少なく、無味乾燥で殺伐とした町になっていると思われることから、町内が花であふれる花いっぱい運動をクラウドファンディングで取り組んではいかがでしょうか。あわせて、私は花いっぱい運動を全町レベルで取り組んではと、平成23年6月、平成27年9月の議会で一般質問で取り上げ、27年9月議会では議論の末、若葉台幹線道路平群西線沿いのグリーンベルトに花の植栽を行ってほただしたところ、住民自治会と協議してまいりたいと答弁がありましたが、あれから2年がたちますが、どこまで進んでおるのでしょうか。

以上、4点が私の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長

森田君の質問の途中ですが、午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時58分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、森田議員の大きな1点目、町職員が多く、削減すべきではということでございます。

王寺町と比較して住民サービス、行政サービスの違いがあるのかと、ほか王寺町の職員人数、総人件費、総賃金は幾らかということでございます。

まず、職員数が多いのではないかとということで、王寺町と比較して住民サービス、行政サービスの違い、差があるのかという御質問でございます。

特に職員数にかかわることでは、例えば本町には保育園と幼稚園とを合わせました町立のこども園2園があります。王寺町には町立の幼稚園が3園ありますが、町立の保育園はありません。そのかわりに私立の保育園が2園で3カ所あると聞いております。また、町立の幼稚園につきましては、給食は実施されておられません。次に、平群町には町立の清掃センターが1カ所ありますが、王寺町には町単独の施設はなく、香芝・王寺環境施設組合で行われております。

議員がお述べになられました数字でいきますと、職員数合計で、平群町のほうが29人多いということになります。この差をさきに述べました行政サービスの差から見ますと、保育教諭で18人、調理員で5人、清掃員で9人の合計32人になり、職員数の合計の差に近いことにはなりません。この差がよいのか悪いのかにつきましては、先ほど議員のほうからも、自治体によって執行业務や行政サービスに特色があるので一概には言えないというようなことも言われております。確かにそうではないかと私どもは考えておるわけでございます。ただ、あらゆる角度で検証もしていかなければならないとは考えております。

次に、王寺町の臨時職員数、総人件費、総賃金は幾らかとの質問でございます。

臨時職員数につきましては、お答えは控えさせていただきたいと思っております。総人件費につきましては、平成27年度の公表の数値から見ますと、12億4,172万9,000円です。総賃金はこれも公表の数値から申し上げますと、1億6,952万3,000円で、これは一般会計ベースでございます。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。行政サービスの違いはですね、それ以外に火葬場があったんじゃないかと思うんですね。河合町と上牧町と3町で火葬場を運営されてるんです。それが平群町は単独でやってるということじゃないかと思うんですが。

それは別としてですね、今、職員の人件費が12億4,000万、平群の人件費が幾らでしたかね。この間、予算委員会の資料でいきますと、対象が違うかもわかりませんが、15億5,500万だったと思うんですね、27年度。この違いは何かということですね。それは後ほどお答えしていただきたいと思いますのでね。

住民の方から職員が多いとかですね、給料が高いとか臨時職員が多いとか、そういう声が私のほうにも聞こえておりますし、議員についても同じような声が届いていることは事実です。私は職員についてもですね、少数精鋭で雇用を守るが一番だというふうに申し上げております。いつも言っております。過日の全協でも第2次財政健全化計画も一つずつ説明を受けましたが、業務の見直しとかアウトソーシング、イベントの見直し、人件費の抑制、住民負担を求める内容ですが、やはりですね、きっちり分析をせずに資料をお出しになってるんじゃないかなと。やっぱり一番大事なことは、不要な仕事をしない、やらないということ、逆に言えばですね、失礼ですが、真面目にやり過ぎて別にやらないでいい仕事をしてるんじゃないかと。行政の場合はですね、法律とかいろいろ状況があるかと思うんですけどね、やはりそういうことをきっちり細かく積み上げないと、改善、改革なんて私はできないと思うんですね。議員からいろいろ要求が出てる分もあると思うんですけどね。それが本当に住民のためになるのか、職員のためになるのかという判断で執行側がきっちり判断すべきだというふうに私は思うんです。

一例ですが、数年前から実施しておりますコンビニペイジー収納のことですが、住民にどれだけメリットがあるんでしょうか。町は金融機関に、銀行口座であれば1回10円80銭、コンビニであれば65円88銭、マルチペイメントであれば51円84銭かかるわけですね。また、これ、システムを使わなくても年間61万9,000円払ってるわけですね。このペイジー収納を導入するに当たって、担当職員の方、担当課長はどう言われたと思うんです。1名職員が削減できますと言われたというふうに私は記憶しております。しかし、先ほど言いました王寺町の税務関係の職員は、3名少なくて9名なんですよ。王寺町はペイジーを導入してるかどうかは知りません。三郷町はペイジーを導入してなかったと思うんですけども、9人だったと思いますよ。税務業務で住民サービスといいますと、やはりペイジーとかそういうものしか私はないと思うんですけどね。やはりこういうものはきっちり調査して分析して、次のステップに進めるべきだと思うんですけども、その辺のことについて、まずお答えいただきたいと思います。

それとですね、今議会でも予算決算のときでもありましたが、こども園の運営が幼保一体になっておるんですね。町の業務を見る場合ですね、教育委員会であったり、福祉課であったり、これは一元化できないんでしょうか。その辺のことだけちょっとお答えいただけませんか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

先ほどの人件費の関係なんですけども、先ほど申しましたように、平群町のほうは、今、合計で32名ほど人数が多いということと、それと先ほども森田議員がおっしゃられました15億四千何がしの金額につきましては、このとき選挙の費用も含まれてるということで、ちょっと多いと。もちろん人数も多いですので、そういうふうに多くの金額が発生してるということで御理解願いたいと思います。

それと、業務の見直しといいますか、当然、各課の業務につきましては、いろいろとやってもらっているわけなんですけども、人事ヒアリングというのも年に一度やっております。その中で、今の業務の状態、また人員の状態等々を聞きながら、見直しできるものは見直ししていくというようなことで、また人員についても見直しをしていくということで、今現在はやっておるわけでございます。

こども園の運営につきましては、教育部局と福祉課部局で今現在やっておるわけなんですけども、現時点ではそういうことでやっておりますけども、将来的には当然そういう統合もできるんじゃないかとは考えておりますけども、今の時点では、分散してやってるということで御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

平群町の職員ですね、年間810万ぐらいの給料をお支払いしてると思うんですね。それは高いか安いかは別としてですね、やはり職員は、真面目に仕事をしていることは私は十分理解するんですけどね。見ておりますと後ろ向き、内向きの仕事ばかりしてるように見えるんですね。資料のための仕事をするような、仕事のために仕事をつくるかですね。私はよく言うんですけども、パーキンソンの法則そのものじゃないかなと。いつも私は議会でも申し上げておりますし、委員会でも申し上げてるんですけどね、新しいことに挑戦するんだという気概が私はちょっと欠けるんじゃないかと。頭がよすぎて汗をかいてない。文書をつくるのはうまいんですけども、実際執行するとなればなかなかできない。そんな問題を私は多々見かけるわけなんです。

先ほど分析のことで申し上げましたが、私も40代、50代のときはですね、コンサルと経営改革とか組織の再編とかC Iとかいう外資系のコンサル会社、コンピューター会社の方とかかんかんがくがくとやったんです。一番いいコンサルはね、調査分析がきっちりしてること。5W1Hで答申が返ってくる。私は

今回は別としてですね、誰かがそういうことをきっちりまとめる人が、馬本議員からも本日、主管は誰だというふうにあったんですけど、そういうことはきっちり主管を決めて、もう一つは、いつまでやるんだと。責任者は誰でいつまでやるんだということを決めてやらないと、責任が分散してわからなくなるんじゃないかなというふうに思うんですね。

先ほども健全化計画でも申し上げましたが、私は住友商事系のコンピュータ処理会社 S C S K とかホンダがやってることを申し上げたと思うんですね。会議は 1 時間以内で、社会の会議は立ってやる。意思決定会議と伝達会議は完全に分けてると。書類は事前に見てないと議論に参画できない。そういう厳しい対応をしておると思うんですね。私は意識改革をもっと進めないで平群町はよくなる、よくしていただけない。我々は何ほ提言してもですね、執行するのはあなたたちですから。私は後ほど申し上げますが、いろいろ提案してますね。そういうことも踏まえて、しっかり議員の言うことも間違ってることもあるかもわかりませんが、しっかり真摯に受けとめていただきたい。

それとですね、私、住民生活課の年齢別人口調べというのを見せてもらいましてね、驚愕のデータが出ておりまして、ゼロ歳児が 92 人、29 年度の予定新生児が 91 人、10 年前に比べて、ゼロ歳児から 4 歳児までが 10 年前が 724 人だったものが 546 人、約 180 人も減ってるんですよ。町長、これで子育てナンバーワンと言えるんですか。これから数字がふえることは期待できるんですけども、もしか、そのことについて町長が答えられるんだったら教えてください。

○議長

森田議員、職員が多くて削減すべきという質問の通告でございますので、その辺も含めた質問でよろしくお願いします。はい、森田君。

○4番

それはこれで町長にちょっと申し上げておきます。これは驚愕の数字ですよ。町長が今までやってきた実績ですよ、これは。100 人を切ってるんですよ。何ほいいことを言ってもですね、実際人がふえない、町民税が減っていく。本当に困ったことになっておることだけ申し上げて、次をお願いします。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、森田議員の大きな 2 点目、平群駅周辺事業は予定どおり来年 3 月末に完成できるのかにつきまして、御答弁させていただきます。

事業認可段階でお示しをしていましたイメージ図についてですが、以前にも

説明させていただきましたが、再開発事業のようなビル整備ではなく面的な区画整理で、事業認可当時に住民の方々や大手デベロッパー等の協力啓発用で当時に模索した将来の未来予想図的なイメージをあらわしたもので、実際には地権者の土地利用の御意思に委ねられているものであります。

まず冒頭に、平群駅前線そして駅前広場等、ほかの工事も含めまして、工期に多少のおくれが生じております。本年の12月末の工期と今まで御説明をいたしておりましたが、来年3月末の工期に延長となる予定でありますので、御報告をさせていただきます。これにつきましては、その年度の中の工程がタイトな工程であることは変わらないわけではありますが、当初からある程度予想された想定内のおくれということで御理解を賜りたいと思います。ただしですね、工事完了時期につきましては、以前から御説明をさせていただいており、平成29年度末、平成30年3月末には社会資本の補助対象事業につきましては、完了の目標で進めております。

現在、事業収束段階を迎えておりますので、大詰めと同時に必要な事業計画の変更の手続を組合事務所のほうで行っております。これにつきましては、事業費または生産期間も含めて、その作業を組合事務局が県のほうと協議を進めております。詳細につきましては、本年の11月初旬ごろまでに各委員会等を含めまして、議会に御報告をさせていただく予定でございますのでよろしくお願いたします。

それでは、まず議員の御質問につきまして(1)から、仮換地契約の締結についてでございます。

先般の議会で平群駅前線沿いの地権者交渉について、家族を交えて協議中と答弁をさせていただきましたが、駅周辺区域内の既存建物の移転補償契約は既に完了しております。移転先の土地の交換契約について現在交渉中で、町長の直接交渉も行っておりますが、地権者におかれましては前向きに交渉をいただいております。

また、老人福祉センター北側の建築予定の地権者の建築時期の御質問であります。区画整理事業では、地権者との移転補償契約につきましては移転補償契約から既存建物の解体までが補償契約の事業でありまして、新たな新居の建築の時期につきましては、地権者の裁量であり、地権者の御事情と御判断に委ねられております。区画整理区域内の既存建物の移転補償契約は既に完了をしておりますので、解体時期とあわせて土地の交換契約についても、本年の12月末ごろをめどとして地権者と協議を行っております。仮にですね、駅周辺区域内の既存建物の解体時期が年越しになったとしても、平群駅前線の街路築造工事につきましては、本年の12月をめどに車道部分、そして歩道部分等

の必要箇所を工事着工させていただく旨、地権者の方から既に御了承をいただいておりますので、既存建物の解体が全て完了しなければ街路築造工事が着手できないというわけではなく、地権者との協議調整は整っております。また、社会資本の国庫補助対象の移転補償契約につきましては、全て契約を完了しております。

(2)でございます。駅周辺区域内の工事の完成時期についてでございます。

①としまして、議員の御質問でありますトイレについてであります。トイレは、駅前広場の南東部分に整備の予定であります。また、シンボルツリーとモニュメント時計を計画しており、植栽はハナミズキを適宜施し、駅前広場にはベンチと、この箇所にはカシの木等の整備の予定であります。既に8月広報でお知らせをさせていただきましたが、駅前広場の工事期間中は交通安全対策上の観点から、暫定の仮設バス停を駅前線の北側に配置し、8月22日より仮設バス停の運行を行っております。駅前広場の整備は8月下旬から工事に着手しております。現在は地下埋設物、防火水槽の工事を行っております。今後、上水道工事、そして電気工事、造成工事を順次進めまして、地下埋設物工事の終盤に歩道の舗装、これはインターロッキング舗装へと進む予定でございます。

2点目の御質問であります。平群駅前線のうち、吉新交差点から駅前広場までの間は植栽、照明等を設け、この照明は若干グレードアップをさせていただく予定で整備をいたしますが、国道168号線の部分の整備につきましては、事業費の関係と維持管理上の観点から植栽は行わず、照明は通常の防犯用の街路灯の整備となります。現在、168号線沿いにつきましては、街路築造工事を行っておるところでございます。

議員御質問のハナミズキと桜の木のオーナーとなる里親募集を9月広報に掲載をさせていただきましたが、応募本数等はまた後の広報に掲載予定でございます。

ハナミズキとカシ、桜の木を選定した経緯につきましては、組合理事会で町長からの御提案もありましたが、組合理事会で何度となく協議がされ、また視察等にも出向き、総合的に判断された結果、将来に大木化することなく維持管理費用の抑制も考慮して、さらには景観形成に配慮しながらハナミズキが選定をされました。また、駅前広場のシンボルツリーの桜の木は、日本の木ということで、またカシの木は町の木として組合理事会で協議承認がなされました。

小さな3点目の地区公園の整備工事でございますが、遊具設置、植栽等は町も組合事務局の事業費の状況を随時協議しながら進めておりまして、現在、組合事務局の中で事業収束段階の経費の配分の検討中でございます。組合と町と協議し、造成工事とあわせて、その後にはですね、適宜遊具も配置の予定であり

ます。

また、県が整備する予定の河川公園と地区公園の一体整備につきましては、県と整備内容の協議中でありまして、組合事業の公園造成整地が完了していく段階で、一定の河川公園の整備時期が検討協議される予定でございます。

3点目の(3)区域周辺の整備工事についてでございます。

平群西線の暫定道路につきましては、地権者との換地交渉による土地利用の御意向に沿いまして、仮換地の確定作業がほぼ整っております。換地交渉の中で、地権者の御意思によりまして宅地として利用予定の仮換地の部分から現在、宅地造成、上下水工事を組合が工事を行っております。地権者との仮換地交渉で地権者の土地利用の御意向に沿い、現状の田畑として仮換地を希望される場合と家屋等の建築の御意思の場合と二通りのケースがあることについて、以前から御説明をさせていただいております。したがって、まずは宅地利用の仮換地について、現道の町道と接道要件を満たすように区画整理区域外の道路整備を町が行う予定で、現在町の都市建設課のほうで西線沿いの地権者と用地交渉を行っております。

小さな2点目でございます。平群交番付近でございますが、従来から変則5差路の交差点となっていることから、現在の5差路を現状維持とした中で、都市計画道路平群駅前線と西線付近の暫定道路の据えつけを含めた街路築造工事を行う予定でございます。

大きな4点目、(4)平群駅舎の改修、駅前広場の負担金についてでございます。

まず1点目、本年5月25日に町長より近鉄本社と直接交渉を行いまして、駅舎移転及びトイレ撤去、周辺美化の交渉を行いましたが、駅舎移転費用につきましては、以前から近鉄本社の見解は原因者負担で、ほぼ全額町の費用負担を求められております。しかしながら、まちづくりに協力をいただくために費用負担の折半の交渉を行っております。移転になれば、町も応分の負担が発生しますので、引き続き費用負担について交渉を行ってまいります。また、本年6月議会以降ですね、7月4日に鉄道負担金につきましても、組合のほうから近鉄本社のほうに出向き、近鉄本社に鉄道負担金の要望書の提出を行っております。

議員御質問であります近鉄駅舎の移転交渉の内容についてであります。駅舎移転費用につきましては、概算ですけれども、約1億5,200万程度で、その移転費用というところで近鉄のほうから概算で提示を受けております。ただ、電気系統を制御します継電室というのがございまして、これは今の現状のトイレの横になりますが、大変費用がかかるということで継電室は移動せず、

構内のトイレ撤去と改札口を駅前広場へ近接する移動を近鉄本社に要望をしておりますが、町負担は約1億円程度を求められております。町といたしましては、近鉄所有の駅舎移転に約1億の町財政支出を検討するのは、住民や議会の御理解はなかなか得られがたいとの判断から、交渉当初から折半の交渉を行い、現在も継続をしております。

2点目ですね、鉄道負担金の件でございますが、昨年8月29日から本年の6月議会でも御説明を申し上げましたが、組合と近鉄本社が交渉の中で駅前広場の面積の算定方法、これは昭和28年式と48年式がございますが、それに違いがあり、組合は48年式の計画面積で費用負担を交渉し、近鉄本社は28年式の小さい面積での費用負担を求めておりましたが、組合と近鉄本社の交渉は、ほぼ最終段階でございます。今の予定でいきますと、来年の年明け2月ごろをめどに、両者による協定書の締結を行うという予定をしております。

最後になりますが、近鉄田原本駅の件でございます。これにつきましては、区画整理のような面整備ではなく、交通結節点整備事業ということで、駅とその道路のみの整備事業です。駅舎の整備費用につきましては約2億8,000万程度ということで、ただし鉄道負担金については、工事費の中に含まれるとのことですが、概算金額はかなり以前のために、資料の確認ができないというところで回答がございました。

以上、冒頭にも申し上げましたが、本年11月初旬ごろをめどに、事業計画の変更と進捗状況を含めて議会にも御報告をさせていただく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。なんか3月末に何が何でも終わると。社会資本整備の対象になる工事以外は終わる。そうすると、対象外の工事はどんなものが想定されますか。それをまずお答えいただきたいということで、それと現在の地権者の移転ということで、これも道路の整備はできると。駐車場の方も一応家族と話をして、これも前向きにできると。ただ、先ほどの個人名を出して悪いんですけども、自動車修理場の建屋を残して業務をしながら、そんなこと不可能じゃないですか。あの前から、道路から車が入れないんじゃないですか。以前の話からしても。そういうお話を私はお聞きしていたんですけども、私が言ってることは間違いなんじゃないですか。これ、以前ですね、ここから入れないんですね。エントランスできないですよ。この歩道工事をするということは、この方は業務をしないということですか。ここの駐車場の方の車とめてる方に聞

いたんですけど、まだ使ってる方は解約の申し出がないと。解約という話を聞いてますが、そんなことで大丈夫なんでしょうか。それはぜひともお答えいただきたい。

それとですね、こういう駅前広場とかですね、見たら設計ができてるんじゃないですか。業者に発注してるんでしょう。木を植えることも、モニュメントをつくることも、図面ができてるから発注してるんでしょう。なぜ議員に示さないんですか。11月と言わずにですね、この間の全協でも示すことできたじゃないですか。ハナミズキのときもですね、ある方がこんなん私は質問しますねん言うたら、「町長、5月に京都まで見に行ってみませ」と。既に決まってることなんでしょう。決まってることをきっちり粛々と、やはり情報の共有化しないといけないと思うんですよ、御担当も含めて、議員も含めて。私も不思議でしゃあない。聞かなければ答えない、そんな姿勢は、町長、改めるべきだと私は思いますよ。

これ、悪いんですけども、この植木に決めたこと、年間維持費のお話があったんですけども、ほな年間維持費はどれぐらいかかるんですか。それは組合で決めても、最終的には町が負担する費用でしょう、住民が。今、年間維持費があれば、どういう比較をして、こう決めたかと言うてくれないと、議会も納得できないんじゃないかなと思うんです。

公園についてもですね、今のところ、表現はよくないですが、予算が余ったら組合に持ってもらって、足らなかつたら町で負担するというようなお話ですけども、こんなん井勘定じゃないですか。組合の仕事と町の仕事に分けるでしょう。あなたたちはそのために行ってるんでしょう。あなたは組合の職員じゃないんでしょう、出向してるんじゃないんでしょう。

それとですね、もう全然わかりにくいんです、西線の拡幅について。西線の拡幅は6メートルにするんですか、全部。それを聞いてるんですよ。もう一つは、西線から接続する道路、区域道路から接続しないと、これ、町道として機能しないわけでしょう、ぷつんと切れるわけですから。それをどうするんですかと言うてるんですよ。3月末に完成するには、いつまでに用地買収をしなければいけないんですかと。

それと近鉄の駅舎のことには驚きですね。初めから折半で交渉してた。そんな話は初めてですよ。1億2,500万、この金額は初めてですね。先ほど言いました、ほかの田原本でも、JRの志都美駅もきれいに改造駅舎ができてます。全て区画整理の事業の完成と、ほぼ同時期に完成してると思います。私も田原本へ行きました、7月27日に。当時の御担当いただいた方に説明を受けましたが、初めから事業をスタートするときから近鉄に入ってもらって、一緒

になって検討したと、コンサルも含めて。だから、スムーズにいった。その方いわくですね、「近鉄なんて金なんか出してくれませんよ」と。駅舎も土地も改札口の1カ所ですね、西側につけたんですけども、その費用も全額負担したと、いろいろな条件の中で。そんな状況なんですよ。こんな初めからわかってることを、あなたたちが近鉄に負担してくれとか言ってるわけじゃないんですか。私、参事にもですね、JR志都美駅のこと調べてくれとお願いしたんですね。調べてくれてるかどうか知りませんが、私が調べたところ、あれもですね、JRの中の駅舎のトイレまで応分の負担をしたと。鉄道の会社なんてほとんどゼロですよ。近鉄よりJRは厳しかったですという話をされてました。先ほど言いましたように、いつでしたかね、鉄道負担金の交渉をしようんですけども、金額は幾らになるんですか。

それとですね、そんな遠くに行かなくてもですね、よく考えたら我が町の元山上口駅でも、同じようなことをやったんじゃないですかね。もう当時の担当者はいらっしゃらないと思うんですけども、当然、町としては、ある程度調べになってるんじゃないかなと思うんですけども、その辺のことがわかればお答えください。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

数点にわたり再質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、最初の質問で、対象外の工事はどのようなものかというところで、社会資本の工事自体は、交付金については都市計画道路、都市再生については都市計画道路から中の道路、それ以外の場所になりますので、例えばこれから役場周辺の造成工事ですとかが主な対象外の最終段階がその工事になります。その他もろもろ、小さな工事も含めてになります。

2点目の御質問であります、実際に営業されている工場で、業務をしながら工事をするのは不可能ではないかという御質問であったかと思えます。

これにつきましては、その辺の内容につきましては交渉の中で重々協議をしながら地権者の方々と交渉を行っております。その中で、12月をめどに街路の築造工事については着工させていただきますということで御了解をいただいておりますので、その辺につきましては、協議の中でできるだけ、その期間の工程を短くするような形で調整をするような形になろうかと思われます。

あと、駐車場の解約等の申し出等につきましては、それにつきましても、現在、地権者の方と交渉中でございます。

次の質問になりますが、植栽ですとかモニュメントを議員に示さないのかと

ということで、既にもう決まっていることではないかという御質問でございますが、前回、特別委員会も含めて駅前広場の概要につきまして御説明をさせていただきました、今年5月でしたけれども。ある一定その中で議論を重ねながら進めてまいって決定に至るといような形で、組合の中でも議論をしながら進めておりますので、この辺につきましては、冒頭に申し上げましたが、また11月の初旬までにですね、特別委員会、議会等も開催をさせていただく予定のお願いをしようと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問になりますが、御質問の中で年間の植栽の維持管理費はどれぐらいになるかというところですが、これにつきましては、先ほど説明の中でできるだけ大木化をしない木にして維持管理をしやすくするといような形、実際の維持管理費用につきましては、ちょっと詳細までは今わかりませんが、そのような形で抑制に努めるということで御理解を賜りたいと思ひます。

あと、事業費が足らなかった場合、井勘定ではないかという御質問につきましては、組合のほうも県と協議を重ねながら、どの分を補助対象、どの分を補助対象外ということで、ある程度精査をしながら事業を進めておりますので、その辺につきましては、井ではないといところで御答弁をさせていただいておきます。

続きまして、西線の拡幅の道路幅員ですね、6メートルかどうかという御質問であります。これにつきましては、今現在、検討中でございます。またしばらくしましてから、また幅員を御説明できる段階になりましたら、そのときにまた説明をさせていただきます。

西線から接続する道路につきましても、今現在、概略を検討中でございます。ただし、近隣の用地交渉には入っているといところでございます。

続きまして、近鉄との交渉の中で、これは以前から御質問いただひている内容でございますが、近鉄の駅舎、これは鉄道事業者の施設でございますので、実際にはその費用について近鉄の本社のほうに応分の負担を求めていくと。全て全額町が支出するといのは、町の財政事情も含めまして、かなりそれはちょっと厳しい状態ではないかといことで、先ほど住民の皆様や議会の了解がなかなか得られにくいのではないかといところで、これは以前から折半の交渉といことで進めております。

田原本駅のようにコンサルと近鉄さんと一緒に協議をするような方法はしなかったのかという御質問ですが、近鉄の本社交渉といひますのも、かなり鉄道事業者もシビアな部分がございますので、そういう意味では町も限られた財源の中で支出をしていくと。できるだけ負担を求めていくといスタンスで当初から進めてまいりました。

あと、香芝沿線ですね、志都美駅等のことですが、これは近鉄の本社にも確認をしましたが、額等についてはちょっと差し控えさせていただきたいということで、教えてはいただけませんでした。今回、町のほうと組合が現在進めております鉄道負担金の関係、これは組合と近鉄本社のほうで契約を交わすわけですがけれども、負担の金額につきましては、まだ現在のところ未定でございます。今現在も交渉中でございますので、組合のほうは、まだその金額については確定をしていないと。ただし、事業も大詰めを迎えておりますので、協定の時期については、年明け1月、2月ぐらいを想定しているというところで御理解を賜りたいと思います。

最後になりますが、元山上口駅の負担につきましては、民鉄協の申し合わせによりまして、負担金につきましては、協定によって6分の1相当をいただいていると。額は未定とのことです。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。3月末には絶対終わるんだと、対象外のことについてですね。ただ、こんだけ80億を使って、町が30億を負担している割に、議会に本当に説明を満足にされたと思ってられますか、町長。思っておられますか、議会にちゃんと説明されたと。私はですね、今冒頭、参事からですね、あの絵はこんなもんにつくりたいというイメージだと。これはまことに失礼ですよ。人の土地に対して、あなたたちは絵を描いているんですよ。ついさっきまで誘致活動に行ってるというふうに言ってたじゃないですか。人の土地を勝手に営業に行ってるわけでしょう、あなたたちは。つい最近までそんなことをおっしゃってたでしょう。そんな失礼なことあるんでしょうか。何ぼで売るとか、何ぼで貸すとかいうことをわかって活動されたんですか。そんなことで相手がですね、真剣に受け付けてくれると思いますか、こちらの条件がわからずに、ただ話を聞いて終わりじゃないですか。

まあ長くなりますので、町道の拡幅について、これだけ確認だけしておきます。今、6メートルにするかどうかわからない、これは失礼な話ですよ。今までずっと6メートル言うてたんですよ。今まで、社会資本整備交付金使って6メートルにします、言うてたんですよ。そういうことであればですね、まずごめんが先じゃないですか、こういう理由でこうなったということが。

今の近鉄のですね、折半の問題、全額負担、こんな絶対近鉄なんて折半なんかしてくれるはずないじゃないですか、ほかの町に聞いても。住民が納得す

るしない、議会が納得しない。ほかの市町村でそれをやってたら、議会も住民も納得せざるを得ないじゃないですか。

私は駅舎がきれいにならないと、駅周なんて誰も見向きももつとしなくなると思う。今でもですね、評判が悪いわけですから。今議会で税収がどれだけ上がったというたら、7年間で600万ですよ、たった、税収効果。7年間で20人減ってたらですね、それ以上の住民税が減ってるわけですから。そんなこともきっちりこれは終わってから検証することを約束してください。これはお願いしておきます。

もう一つね、大事なことですけども、田原本では10階建てのマンションをこれから計画して売りに出す。難波に出る、大阪に出る、平群より20分も30分も時間がかかる場所ですよ。それでも分譲マンションを売ろうとしてるわけです。そのように立地条件がいい平群町がなぜマンションをつくらないのか。マンションをつくることによって税収がふえるわけです。文化センター、公民館をつくっても税金は一銭も入ってきません。維持費が要るだけです。先ほどいいましたように、税収効果は完成したときには、ぜひとも出していただくことをお願いして、この件はこれで結構です。

○議 長

答弁はよろしいですか。

○4 番

答弁は結構です。

○議 長

じゃあ続いて。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、森田議員の大きな3項目めの、くまがしクラブの来年度以降の継続はについての御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の総合型地域スポーツクラブ「くまがしクラブ」の平成28年度の活動状況ですが、会員数505人、教室数44教室、教室開催総数2,659回、延べ参加者は1万3,301人となります。事業収支につきましては、決算額ベースで、収入2,060万4,258円に対して、支出が2,037万46円となります。

2点目の日本スポーツ振興センターの助成事業についての助成は、創設後、間もないクラブについて、すぐに事業を安定するのが困難なため、その自立した運営を支援するため総合型地域スポーツクラブ自立支援事業と総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業を活用するとともに、平群町から補助金を交付しております。助成対象期間は5年間となっており、平成29年度末で、

本年度末で最終年度となります。

くまがしクラブにおかれましては、5年間で自立を目指し、活動されておられまして、平成30年度以降、補助金の交付について現段階では考えておりませんが、さまざまな側面からは支援してまいりたいと考えております。

次、3点目でございますが、近隣市町村の取り組みについてでございます。

三郷町につきましては、平成26年に設立し、まだ助成期間が平成30年度までありますので、今後のことは未定であります。斑鳩町につきましては、助成期間が終了しましたが、年間20万円の補助金を交付しております。また、生駒市にはスポーツクラブは3団体ありますが、それぞれの団体が自立しているため、補助金の交付はないという状況になっております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。そうするとですね、くまがしクラブは自立で運営するというので、クラブ自身が御納得いただいているのでしょうか。当然、今の課長の御答弁であれば補助金は出さないという。それで、27年度ですね、ちょっと調べてみますと、平群町からも補助金が出てました。それとですね、日生からも出てたと思うんですけども、振興財団以外にですね、そのほうは28年度がどうなってるのか。30年以降ですね、そういうものも情報としては補助を受けられるのかどうか。それとですね、三郷町とかそういうところですね、三郷町は26年ですから期間が達してないので、まだ継続されるというふうにわかりました。それは結構ですけど、今のことだけちょっとお答えいただけませんかでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えをさせていただきます。

まず、くまがしクラブさんのほうは、補助が今年度最終となるので、そのことについては納得しておるのかということでございますが、当初は設立準備委員会で5年間の自立支援事業終了後は自主運営をしていくということでの決定事項でございます。また、くまがしクラブにつきましては、今後ですね、30年以降、NPO法人等なんですけれども、法人化に向けた取り組みをしていくということでお聞きしております。法人化いたしますと、総合型の地域スポーツクラブのマネジャー設置支援事業が3年間引き続いて受けられるということ

を聞いておるところでございます。

それと補助の関係でございますが、平成28年度にt o t oの助成金で328万3,000円、そして町単費で127万7,000円、合わせて456万円の補助をしておりますが、それ以外の補助はしていません。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。そうするとですね、町の補助はどのように考えていんでしょうか。非常に第2次財政健全化計画でもいろいろ見直しをされているという話も出ておりますが、ある程度、方向性が出てるんじゃないかなと思うんですけどね。当然そんなもの土俵がなければ、土俵に上がれなければ、ああいう資料も出ないわけですから、その辺どんなふうに考えてるのかですね。NPO法人化は私はいいと思うんですけどね、NPO法人化にすればするほど複雑に予算とか、総会を開いてとか、いろいろ手間がかかるわけですから、当事者は私は大変だと思います。地域振興センターが指定管理であれを受けてられますね。利用回数が減れば、そんなところも逆の影響が出てくるんじゃないかなと思うんですけども、それは別として、今言うてるように、町の負担金の考え方、127万補助してたわけですけども、そのほうはどのようになるんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをさせていただきます。

町の補助金なんですけれども、29年度、今年度までは補助をしていくということで決定しておるわけでございますが、述べられました第2次財政健全化計画の中でも補助金、負担金の見直しということで、補助団体や申請者等との協議を踏まえ、運営費補助から事業費補助への転換を基本に効果的な執行を目指すというような計画になっておりますし、ほんで次年度ですね、予算編成方針がまだ今の段階では出ておらないということでございますので、今の現段階では、次年度、補助金として出すということにはしていません。

○議 長

森田君。

○4 番

参加者が述べ1万3,300人ということで、私もあんまり活動状況はわからなかったんで、意外と利用されておると思うんですよね。補助金もこれから

ということですが、くまがしクラブの御担当の方としっかり議論をしていただきたい。場合によっては利用料の減免とかですね、そういうことも含めて協議していただくことをお願いして、私はずっとああいうものは継続すべきだというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

次、お願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、森田議員御質問の大きな4点目のクラウドファンディングでまちづくりをについてですが、花いっぱい運動を例示されておりますので、私のほうからお答え申し上げます。

議員の質問の中にもありましたが、クラウドファンディングにつきましては、昨日の井戸議員の一般質問でお答えしたところでございます。花いっぱい運動の取り組みですが、その一つとして、町が管理する公園や道路等の緑化及び環境美化活動に町民等がボランティアとして参画することにより、地域の快適な生活環境づくりを進めるとともに、町内全域の緑化及び環境美化に対する町民の意識高揚を図ることを目的として、山のぼっけ花いっぱいサポータークラブ制度を立ち上げます。この9月議会に実施要項を提出して報告させていただいております。これからの取り組みとなりますが、現在これまで公園や道路等の緑化や美化に対し、ボランティアで活動いただいている団体等にサポータークラブに登録していただく要請を行うなど、試験的に実施していくとともに、新たな団体の参加を広く募る予定をしております。

クラウドファンディングによる取り組みをとの御提案ですが、まずはこの制度の確立、熟成するよう取り組みを進めてまいりたいと考えているところで、この制度自体が基本的にはボランティアによる活動ということですので、現時点では、クラウドファンディングの活用は考えていないということで御理解願いたいと思います。

また、グリーンベルトについてですが、若葉台自治会とは年に1回、代表役員の方々と懇談会を実施しており、当該グリーンベルトについても協議しております。現時点では当該路線の老朽化に伴う改修要望もあり、維持管理についての協議が主で、具体の花の植栽までは至っておりません。将来的には歩道改修工事を実施したいと考えており、自治会とは歩道形態やグリーンベルト、街路樹等の今後のあり方について、さらに十分協議を行い、自治会の意見を伺う中で、花の植栽等についてもあわせて協議を進めてまいりたいと考えているところで。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。若葉台については、これからもう一度ですね、自治会の協力を得て進めるということなので、わかりました。ただですね、花いっぱい運動を、私はこういう運動は点であつたらだめだと思ふんですよ。面の整備をやらないと。私は以前、兵庫県佐用町のヒマワリのことを申し上げたと思ふ。面であればですね、非常に効果がある。今ボランティア、ボランティア言いますけどね、ボランティアも高齢化してですね、ボランティアに依存するからいろいろ問題が出てきてるんじゃないかなと思ふ。また、要綱をつくれれば町の職員の仕事がふえるんでしょう。そんなことをしない方法を考えるべきだということなんですよ、私が言いたいのは。仕事に仕事をつくってるんじゃないですか、あなたたちは。

私が言いたいのは、お金を集める方法で共感できるもの、例えば先ほど言いましたような広島県神石高原町では動物愛護の方が、さっき見たら4億6,000万、1,000万ふえてましたわ。金集めてる、それはなぜかということ、町がやってるといふのは理由があるんですよ、給付金、控除が受けれるんですよ。給付金、控除が受けられるから、ふるさと納税とか、例えば平群町の場合は給付が受けれる団体とすれば、役場か公益財団法人の地域振興センターか公益社団法人のシルバー人材センターしかないんですよ。そういうところにしっかりまちづくりの一助を担ってもらったらどうですか。

これね、皆さんも御存じと思ふかもしれませんが、京都の左京区の北の外れに、休耕田を利用してユウゼンギクというものを植えてるんです。珍しい菊ということなんですよ。これ、紫の菊って珍しいって私は思わなかったんですけど、珍しい菊って言われてるんですけど。これも誰がやってるかというたら、花卉組合がやってるんですよ。

だから、私はこういうことをクラウドファンディングじゃなくても、私、以前ですね、7月に鳥取県日南町に勉強に行つてまいりました。ここでは道の駅のCO₂排出量を削減するカーボンオフセットクレジットを活用してですね、CO₂を相殺する取り組みを行つておりましてね、道の駅の1品に1円お金を上乗せして、その集めた金は森林の保護保全に役立ってるということですよ。やり方をやっぱり変えないといけない、発想も変えないといけない。平群町のほうも同様のことをやればですね、道の駅は4億6,000万売れてるんですかね。1アイテム400円とすれば115万集まるんですよ。1アイテム30

0円であれば153円集まるんですよ。そんな金で整備すれば町の負担もかからないし、職員の負担もかからないわけじゃない。

決算委員会の資料でも、農産物作付に150万売るのに400万お金使うてるんですよ。ほんまにあれは町の効果になってるんですか。その金を使うとか、例えば道の駅から上納金を納めさせてますね。上納金という言葉はよくないんですけども。そんなものを使ってですね、私は提案としては道の駅の前から大井手線まで、あの一帯をそういうもの、菊にはとらわれません、いろいろ花を植えれば、先ほども申し上げたように、地域振興センターとかシルバー人材センター、町の関与なしにやれるわけじゃないですか。そういう御検討はしていただけないでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

森田議員の再質問にお答えします。

町として、花いっぱい運動の一つということで取り組みを今回提示させていただきました。ただ、出鼻をくじかれたような感じ、これから頑張ろうというようなときに、そういったことはというような御異議もあって、将来的にはそういった点、面という話じゃなく、面整備となれば土地所有者の当然合意も必要となってきます。そういった醸成をつくっていきたいということで意識を高めようということで、今回、花いっぱい緑のサポーター制度を創設したということで御理解いただきたいと思います。

○議長

森田君。

○4番

何ほ言うても一緒ですから、あんまり言いたくないんですけどね、やる気の問題だと思うんですよ。緑のサポーター制度というのは目的が違うんじゃないですか。公園の維持管理してもらおうためでしょう、ある意味は。町のやってることを協働という名のもとに、住民にやってもらうということでしょう、奈良市でもやってます、そんなことは。ほかの市町村でもやっています。私はですね、これをやることは何の意義があるという。この目的は花いっぱい運動なんだけど、手段はクラウドファンディングで花いっぱい運動を手段にすれば、観光にもなるわけですよ、目的が。観光が手段になればですね、目的はまちおこしになるわけじゃないですか。一番大事なことは、皆さん観光でハイキング客に来てもらいたい。こんな一番迷惑なんですよ、町としては。町としてお金を落としてもらってこそ観光なんですよ。捉まえ方が違うかもわかりませんが、

これは奈良県立大学の村田先生がおっしゃってたんですけども、ハイキング客なんて地元で一銭もお金は使わないけども、地元にはごみを落としてくれますという話をしてました。それと同じことは、奈良の橿原の市役所の観光課の幹部もそのようなことをおっしゃってました。だから、あそこでやる意義はですね、道の売り上げにもつながるわけじゃないですか。悪いんですけども、樺井城へ行ってくれた人はたまたましか来てくれませんが、道の駅の前であればきちり寄ってくれると思うんです、100%、駐車場もありますし。そういうことをぜひとも考えていただきたい。もう一度その辺のことをお答えいただけませんか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

ちょっと私は、都市建設課長という立場でお話させていただきますけれども、まずは緑のサポーター制度の拡充ということで、これは御理解いただきたいと思います。ただ、森田議員は観光につながり、まちおこしにつながるということでの御意見で、確かに一つはそうだと思います。ただ、来てもらわなければいけないという部分も、その辺はあるかと思えますので、ただやる気の問題ということで御指摘を受けましたけれども、まずはこういった取り組みから進めていきたいということでありますので、繰り返しの答弁になりますが、御理解いただきたいと思えます。

○議長

森田君。

○4番

日南町のついでですか、前に邑南町というところに行ってきたんですけど、本当にね、担当の人は一生懸命やりました。あそこはA級グルメとかいうことで、これはテレビでも放映がありましたし、里山資本主義という藻谷さんの本にも出てきます、寺本さんという方。やっぱり本当に誰かが1人、一生懸命なれば町は変わります、本当に町は変わります。それを認めてくれる上司がおらなかったらだめですけども。どこでもそうです、日南町でも本当に女性の方が一生懸命なってます。日南町は研修に行けば、昼飯代含めて2,000円とられるんですよ。それでもみんな行ってるんじゃないですか。だから、誰か一生懸命なることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

午後3時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時42分)

再 開 (午後 3時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号9番、議席番号5番、稲月君の質問を許可いたします。稲月君。

○5 番

それでは、先般大きく3点にわたり質問を出させていただいておりますので、順次質問させていただきます。

一つ目です。ナラ枯れした危険木対策についてということですが、

矢田山系、それから生駒山系ともにナラ枯れが大変進行をし、また経年化をしてきて枝が折れたり、倒木をするおそれが予想をされてまいりました。住民の安全を守るという、この観点からきょうは対策についてお尋ねをしたいと思います。

1点目、ナラ枯れ対策には県の森林環境税を原資にした補助、山林所有者が申請をされるわけですけれども、こういう補助がされるということですが、今、申請状況及び対策の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。これについては、先般、決算の審議の折に資料も提出をさせていただいたところですが、これ、前に出しましたので重なりますが、よろしく願います。

2点目、公道など人や車が通行する道路沿いのナラ枯れ樹が結構多く見られるわけですが、例えばということで何カ所か書いております。椿井の清掃センターへ通じる道ですね、あれとか信貴畑の丸尾のほうに向かう井文字川に沿った道路、また緑ヶ丘から元山上口方面に下る細い道ですが、これはまほろば遊歩道に指定されてるようです。ここの道もひどいです。それとか久安寺、福貴、水道タンク付近、それから越木塚、四辻の元西小学校から下へおりていく道路、この道路に沿ったところなどが、私が見たところではひどい状況かなというふうに気がついております。この道路沿いには、結構崖っ縁に道路側にせり出してきたというんかな、非常に根っこがはみ出している木なども多く、本当に台風や今よく起こっている極地的な豪雨、こういったことで災害が多くなっているこのごろですけれども、これなどによって倒木するということが可能性というのは非常に大きくなっているのではないかと。これによって道路が封鎖された

り、人や車に被害が出るのではないか。こういった心配がございます。今の現状の調査、これについての対策はどのようになっているのか、お答えいただきたいというふうに思っています。

2点目、「非核・平和町宣言」をさらに大きくアピールをということです。

本年は、皆さんも御存じのように、被爆から丸72年になる年です。同時に、ことし国連では被爆者の長年の粘り強い運動の成果で世界を動かしました。これは核兵器禁止条約、こういうものが採択をされるという画期的なことが起こりました。しかしながら、まだまだ世界には核兵器が一万数千発も保有をされてると言われ、核兵器を脅しの道具にしている国もたくさんあります。そしてまた、日本の近隣には先般、水爆実験を実施したというような北朝鮮があったり、こういったことも存在をするという本当に予断を許さない状況にもあります。このような情勢のもとで「非核・平和町宣言」これをさらに大きく平群町としてアピールをしていくことが平和な町、平和を愛する町民が住んでいる町として非常に重要になってきていると考えておりますが、見解を伺いたいというふうに思います。

8月30日には、被団協の会長を長い間務められ、国連でもずっとこの核兵器廃絶を訴えてこられた谷口稜暉さんがお亡くなりになったりとか、本当にそういう訴える力っていうんか、実際被爆された方たちがどんどん亡くなっていられる、こういう状況のもとで、今生きる私たちが核兵器廃絶をもっともっとアピールをしていかないかというふうに思っています。そしてまた、8月に行われました平群町の「平和のための戦争展」にも、今回、長い間被爆をされていたけれども、そのことは話ができないということで秘めておられた住民の方が、今回やっぱりこういった禁止条約が採択をされたとかいろいろなことで、やっぱり思い切って皆さんにお話をしようということで、被爆体験を語っていただいた。それを私たち実行委員がまとめて体験記ということで戦争展でも掲示をさせていただいたし、こういった体験記にも載せさせていただいております。こんなを皆さん、お読みいただいたかと思うんですが、こういった被爆者の方たちの孫や子に二度と同じようなことを味わわせたくない、多くの人たちに平和な世の中を守ってほしいというね、こういう思いの中でこういった勇気を振り絞っていただいたんだというふうに私は思っています。そんな中で、やっぱりこの核兵器の廃絶、我々がもっと大きく訴えていくということで、きょうは質問をさせていただきました。

もう1点は、工事中の平群駅周辺地域の改善についてということであります。

今、森田議員のほうからもいろんな点で質問をされていますが、私はちょっと違った点なんですが、質問します。

平群町周辺整備事業が最終段階に工事が進められているところであります。長期の工事に住民は大変不便な思いや危険性などを感じながら、正直言って不満を持ちながら我慢をして、この工事の進捗状況を見ておられます。常に住民に協力をいただいているというね、こういう謙虚で丁寧な態度でぜひとも工事に臨んでいただきたいし、住民の声にしっかり耳を傾けて、より安全で不便のない工事の時期を乗り切っていけるようなね、そういった施策をしていただきたいし、不便性の解消に努めていただくことを求めてまいりたいと思います。

一つ目です。駅前ロータリー工事が始まり、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、バス停が北側のほうへ移動しています。高齢者の方から大変バスに乗りにくくなったと、こういう苦情が私のほうにも寄せられております。バス停の移動がされて、これからまだ7カ月間そのままの位置で運行されるわけで、非常に期間も長くなる。こういうことでは、健康な者はそれぐらいちょっと我慢できるというふうには思うんですが、やっぱり体の悪い方、足が悪い方、高齢でなかなか歩けない、こういった弱者への配慮をどうすべきかというところへんでね、もっともっと耳を傾けていただいて、考慮をすべきと私は考えるんですけれども、見解はいかがでしょうか。

二つ目です。道路の拡幅、一方通行の解除が既にされています。この中で踏切ですね、ここに平群「2号踏切」と書いてありますが、これは訂正をしていただきたいんですが、「1号踏切」です。平群1号踏切から東のほうですね、バイパスのほうへの通行車両が非常に増加をしているという状況にあります。非常に向こう側は狭いです。狭い道路は、これまで以上に車両が通行しづらくなっています。それに伴って、歩行者はもちろん危険にさらされています。ここも子どもたちも通っています。通学路にもなっています。ぜひとも踏切、それから平群駅東側の整備についても、実施計画や進捗状況をぜひ示していただきたい。これについても、先般行われました決算の審議の中でも予定など、少しは聞かせていただいているんですけれども、重なりますがよろしく願います。

それと、当面なんですけど、少しでも安全に通行ができるように、通行を確保するために道路脇の用水路がありますが、この全てを暗渠にして、今一部分が暗渠になってなくて、そこにガードレールが設置をされていると。このガードレールを撤去して、少しでも通りやすくしてもらえないか。こういった細かいこともあるんですが、以上の点について御回答いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、稲月議員の大きな1点目のナラ枯れした危険木の対策についての御質問にお答えいたします。

まず、一つ目のナラ枯れ被害防除補助事業の申請状況及び対策の進捗状況についてですが、平群町の補助事業につきましては、奈良県ナラ枯れ被害防除事業に基づき、本年3月にナラ枯れ防除事業に対し、補助対象経費の2分の1の補助を行う平群町ナラ枯れ被害防除事業補助金交付要綱を制定しており、これまでの申請状況はゼロ件でございますが、申請予定としまして、現在4件の相談があり、近々申請書が提出されるものと考えております。

また、ナラ枯れ対策の進捗状況につきましては、昨年度から注意喚起の周知として、町ホームページや町広報誌へ掲載するほか、町内観光拠点へのチラシの配布、町内ハイキング道への張り紙の設置を行うとともに、里山保全団体を通じ、地権者等への周知も行っているところでございます。

現在、自治会等からの通報や相談が多数寄せられており、民有地のナラ枯れにつきましては、土地所有者に対し町補助金を活用し、対応していただくよう依頼をしているところでございます。今年度は、さらにナラ枯れ被害が拡大しておりますので、さらに注意喚起等の周知等に努めていきたいと考えております。

次に、二つ目の道路沿い等のナラ枯れの調査や対策についてですが、町道のナラ枯れ調査については、道路管理者による毎月2回の道路パトロールと自治会等からの情報提供により、ナラ枯れ危険木の状況把握を行い、道路の安全確保に努めているところでございます。

対策については、ナラ枯れ危険木が民有地にある場合は、基本的には土地所有者に対応していただく必要がありますが、通行車両や通行人に支障を来している危険木については、道路管理者の緊急措置として伐採等の対応を行っております。また、自治会等で自主的に道路沿いのナラ枯れの対策をされる場合においては、道路管理者として交通規制の協力や機材等の一部費用の負担なども行っております。

いずれにしましても、ナラ枯れ被害が住民の生命、財産はもちろんのこと、道路等の公共施設に被害が及ばないように、被害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。もう既にいろいろ調べていただいたり、伐採なども実際行っていただいたということなんですね。そのようにやっていただいているということを聞いて、少しは安堵したということです。本当に台風のときが非常に私は心配で、そんなにすぐにね、ナラ枯れしたからいうて1年で倒れるとか、そういうのはまだないというふうに思います。案外、最近になって広がっているというのが平群の状況ではないかというふうに思うんですね。古いところは、なんかね、戦後すぐにナラ枯れが始まったというふうな記録も読ませていただいています。

私も日本共産党の井上哲士参議院議員も、随分10年ぐらい前に国会でこの問題については質問して対策を急ぐようにということで、国にも迫ってはきました。だけど、それからどんどん広がっているというのが現状で、今、平群にもひどい状況になっているというのがあって、なかなか一朝一夕でどうかなるという問題ではないというのも、私もある程度、この間いろいろ勉強させてもらって、認識をしたというところなんです。やはり今答弁していただいた中にもあるように、人的被害、車や人、よく往来のあるところなんかはかなり目立ってナラ枯れしているという状況がありますのでね、そこについては当局のほうも調べていただいて、一定の手を打っていただいているということなんでね、それをさらに積極的な手の打ち方をやってもらいたいと。なかなか民有地やから、そこはそんな勝手にでけへんとか、そら、確かに勝手には絶対できひんと思うんですけどね。話し合いを進めながら、町の費用も出していくということで、通行人を守っていくこと、道路を保全をしていくというね、その役割をきちっと果たしていただけるようにね、さらに力を入れてほしいというふうに思っておりますので、今後の当局、担当部局の活動に期待をしたいというふうに思いますので、これで結構です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、2点目の「非核・平和町宣言」をさらに大きくアピールをということで答弁をさせていただきます。

道の駅くまがしステーションへぐりの建物のもとの位置に「非核・平和町宣言」の横断幕を戻すことにつきましては、老朽化していましたので、新たに横断幕を作成いたしまして、当時、担当課とも協議をさせていただき、道の駅第2駐車場西側の国道に面したフェンスに設置するのが啓発効果も上がるのではないかと判断をさせていただきまして、設置をさせていただいた経緯があります。このことについては、こういう経緯も含めまして御理解いただ

きますようよろしく願いをいたします。

また、平群 役場前の「非核・平和町宣言」の広告柱をより住民の方が見える位置に移すことにつきましては、この広告柱は平成27年度にリニューアルをしており、PRとしては一定の効果があると考えました。役場の駐車場ということもありますので、現状の位置で御理解をいただきますようよろしく願いをいたします。

非核・平和の取り組みにつきましては、本町は昭和61年3月に「平群町非核・平和町宣言」を行っております。また、平群町第5次総合計画におきましても、「世界平和を目指して戦争や核兵器のない平和な社会の実現に取り組んでいく」ことを方針に掲げております。先ほど議員のほうからもお述べになりましたように、この8月には「平群平和のための戦争展」で被爆された方々の戦争体験など悲しい体験等、お話をいただきまして、いろいろと感動したところもあるわけでございます。それと、また平群町平和の鐘の警鐘の依頼を各寺院にもしております。また、平和大行進及び反核平和の火リレーの受け入れもしておるわけでございます。そんな中で、国連では核兵器の禁止条約も採択をされたということでございます。この取り組みにつきましては、なかなか成果もはっきり見えないものもありますけれども、今後も継続して行っていくことが重要ではないかと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上です。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。非常に、積極的な取り組みをこれまでずっとやっていただいたというふうに、私も非常にそこには敬意を表したいというふうに思っていますし、私たち住民の方たちの運動も一生懸命されてきている。そこが合わさってね、いい結果を生んできている部分があるというふうに思っております。

ここで言いたのはね、とにかく何度も言うようで申しわけないです。去年の9月議会でも同じ質問をさせていただいてるんですけども、道の駅の建物に横断幕が掲げられてたわけです、長い間ね。それが確かに汚くなったから、我々、運動団体としてきれいにしましょうやという申し入れをしたわけです。じゃあ、きれいにしましょうと町長がおっしゃっていただいて、その結果、外されたら違うとこへ持っていかはったという結果になってるわけでね、これはお願いをした者としては非常に不服なんですよ。ということなんでね、合意をしてこれでいいよっていうてあっこへ持っていかはったん違うんですよね。そこんところは

ちょっと認識を新たにさせていただきたい。なくすより、まだ持っていけばよかったほうがましかもしれないですけどね、でも意味合いが随分違います。

昨年度ね、私が質問をさせていただいたときには、あそこの道の駅にふさわしいものをつけると。だから、あっこはあかんのやとおっしゃったんですよ。それから1年間、何かされるかなってずうっと道の駅に行くたびに、あっこを通るたびに私はしげしげと見ております。しかし、なかなか何の変化もないわけで、あそこのところにはね、もともとつけてあった横断幕の下に木枠をつけてあったわけですね。そのところに張ってたのか何なのかよくわかんないですけど、木枠があるんです。その木枠、そのまま置いてますねん。一切さわってない。なのに、今と同じ回答をされるというのは、全く納得できないというのが正直なところでありますので、ぜひもとへ戻させていただきたい。全然アピール力が違います、ということなんです。

他の町も私、ここんとこ気をつけて見るようにしてます。三郷町も見てるんですが、三郷町はですね、本庁舎の前に大きな懸垂幕がぱっと目に入るようにつけてはるとというのが特徴的です。それと、庁舎のほうに曲がる場所ですね、コミュニティセンターがあって庁舎があって、ちょっと斜めに入っていく道ね、その角に大きな広告柱というのか、モニュメントというのか、非常にカラフルな美しい広告塔があります。それはうちと同じように非核宣言だけのものではなくて、4面、ほかのことも書いています。けども、非常に大きいのでね、ぱっと目につくんですよ。そこが随分違うというふうに思います。

それから、斑鳩町にしても、役場の前の25号線を隔てたこっち側の、25号線沿いに立派な五重塔をイメージしたモニュメントが体育館の前にあります。そこに大きな字で掲げられているから、非常によく見えます。それと、あと県道斑鳩高田線のところにもあるのを見てきました。そのようにね、やっぱり見えるもの、目立つものっていうのが同じつけるなら大事やというふうに思っています。

私、役場のとこの広告柱を移転させてとは言ってません。書いてないでしょう、そなん。見えるようにしてって書いてるわけです。今ね、内側にしか見えないんですよ。駐車場のほうへ行かんと見えないという、そこ1面だけやからね、もう1面表向きにつけていただいて、ほんでそこに書いてある文言については、もう1本ありますよね。だから、それは精査して、もう1回考えてほしいというふうに思っています。何もお金を使って立派なものを、今町に求めているわけではありません。財政難やから、そのことは言いたいですけど、私はよう言いません。いろいろそこのもっと立派なものをつくるに当たっては、住民もいろいろ考えないかんやろうし、もっと工夫がいるかというふうにも思

っておりますので、これはまた次の機会にしたいというふうに思っています。そこ、もう一度、道の駅のことで変わらないかもしれないですけど、ぜひ変えていただきたい。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

道の駅の横断幕の件に再質問がございました。

私どものほうも、くまがしステーションのほうで何か横断幕を作成するというようなことは聞き及んではおるんですけども、まだ現在は設置はされていないという状況で、もう周知はしております。ただ、当時、担当課のいろんな御意見も聞きながら、道の駅の第2駐車場の西側の国道に面したフェンスに設置したという経過もございますので、これについては先ほども申し上げましたが、御理解いただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

○議長

稲月君。

○5番

本当に御理解していただきたいと言われても、そこは理解できないんです。だから、ずっとほったらかしにしてあるんだから、きちっともとへ戻してくださいというお願いはしたい。まだまだあるんですよ。椿井のところも取っ払ってそのまま、今度はつけないというふうにおっしゃってるとかね。それについても、ぜひ椿井にもつけてほしいと思いますけど、今回はあんまりたくさん言うても何もしてくれはれへんので、悲しくなるだけやから出さなかったんですけどね。これで終わりにしときますけれども、非常に不満でありますし、ことしの被爆72年という年なので、余計にもっときちっとアピールしてほしいという思いがあって質問をさせてもらったわけでございますので、しっかり胸にとめておいてほしいです。この件については終わります。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

私のほうから大きな3点目の①駅前のロータリーの関係の御質問についてお答えをさせていただきます。

平群駅周辺整備事業は、議員の御指摘のとおり、約12年間の事業期間という長きにわたる工事期間によりまして、施工区域の内外を問わず、住民の皆様におかれましては騒音、振動、ほこりなど、また街路や未整備区間の通行など、さまざまな御不便をおかけしておりますことについて、事業主体であります組

合、また支援しております町も御協力に感謝を申し上げますとともに、御不便をおかけしておりますことに対し、深くおわびを申し上げる次第でございます。

事業も大詰めを迎えまして、最終段階に入ります。8月広報でお知らせをさせていただきましたが、ようやく駅前広場の本格的な整備が始まりましたが、交通安全対策上の観点から、先月8月22日より仮設バス停を北側に移動させていただきました。工事期間中、住民の皆様には大変御不便をおかけすることは重々認識しておりますが、大きな車両が工事中の駅前広場等に入ると非常に危険であることから、駅前広場完成までは何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

稲月議員、大きな3項目めの2点目ですが、こちらのほうは道路改良事業ということになりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

平群駅前線東側の整備計画は、平成26年度に社会資本整備総合交付金の事業採択を受け、同年より着手しております。整備内容といたしましては、平群駅北側の平群1号踏切から東側の国道168号バイパス三里交差点までの約200メートルの区間を車道2メートル、歩道2メートルの歩車分離型、片側歩道ですが、道路整備を行う計画となっております。

事業進捗状況ですが、踏切より東側の道路部分については、既に詳細設計業務を完了し、一部地権者の協力を得て用地買収を行い、暫定的な道路拡幅を終えております。今年度につきましては、踏切歩道拡幅について鉄道事業者と協定書を交わしたところであり、これから鉄道事業者とさらなる協議を進め、実施計画の立案を目指してまいりたいと考えておるところで、あわせて道路用地に係る地権者の協力が得られるよう交渉を重ねてまいりたいと考えておるところです。いずれにいたしましても、事業の早期完了に向けて積極的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、議員が懸念される当面の安全対策については、本整備事業計画に影響が出ない範囲で必要な対策は、当然講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

すみません。先ほど整備の計画の中で車道2メートルと答弁したということですので、車道6メートルの歩道2メートルということで訂正したいと。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。この踏切については、完成はいつの予定になるのか教えてもらいたいのと、細かな点でね、やっぱり住民の方たちがいろいろこれは危ないねんということで、お聞かせいただいたことをきょうは質問させてもらってるんですけどもね、できることならば、こういうことについては早く、迅速にやってもらって、本当に通学も危ないし、私自身、車で行くことが多いんですが、通ってはる人たちを見てても危険を感じているところなんで、早期の改善を求めたいというふうに思います。

それとですね、ちょっと前に戻りますが、今、大辻さんのほうから不便や危険なことも、いろいろ不快なことも住民の皆さんが感じてはるということで、非常に申しわけない話やというふうにおっしゃっていただいたわけで、この場ではね、そういうふうにおっしゃっていただいて、私たち議員にはよくわかるんです。しかしながら、やっぱり住民にそのことを伝える、一人一人に言うていくわけにはいかんでね、それを伝えるには、通ってて思ったんですが、看板のところに通知はされてるわけです。何月何日からこういう工事をいたしますと、だからこういうことでバス停を移転しますとかそういうことは書かれてるんですが、やっぱりそこに謝ってはれへんわけですね。謙虚さが無い。大変御迷惑をかけて申しわけありませんという、その一言がね、看板に書いてないのがとても残念。よく工事現場にね、民間の事業者がこうやってヘルメットかぶって頭下げてる絵を描いてますねん、ああいう感じですね。やっぱりそこを丁寧にする、そんな大したことじゃないんだけど、受ける感情としてはほんまに迷惑やなとかいろいろ思っはる人が多いんやけども、やっぱり少しはね、そういう気持ちを持ってやってますよっていうのが伝わるんじゃないかというふうなことも思います。細かいことですが、そこら辺の配慮っていうのをぜひしていただきたいというのと、バスですけども、私もバス停が移動する前に組合のほうに出向いてお話も聞かせてもらって、まあしゃあないわな、3月まではっていうふうに、私は一瞬思ったんです、そのときは。けども、やっぱり高齢者の方はそれでは済まない。もうほんまに困りますねんいうて、駅で宣伝をしてるときに言いにはったんですわ、高齢者の方が。本当に乗りおくれるしね、こんだけ歩くの、道もきれいな道じゃないじゃないですか。シートひいてがたがたの道路になってるわけでね、そこをやっぱりあの距離を歩いていかなあかんというのは、非常にこたえるっていうのは現実にあるというのが、その方のお話を聞いて初めて私もが一んと頭を打たれた感じだったんです。

そこまで感じていなかったことは、私自身にも問題があるなっているふうに思ったんですけどもね、やっぱりそういった高齢者の方たち、病弱な方たちの気持ちに沿って何とかできへんのかな。例えば、おろすときだけでも、中へ入っておろすとかね、そんな工夫はどないかならへんのかなっているという思いがします。非常に難しい問題もあるんやろうというふうには思うんで、安全を考えてこういう結論を出されたということは非常によくわかるんですけどもね、やっぱりそういった弱者の声に応じていくという、そこんどこをどないか聞いていただけないかというふうなことを思いますが、いかがでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

踏切の完了時期のお尋ねです。

今年度の事業につきましては、先ほども申しましたが、協定を整えたところで予備設計をしていただくと。続いて詳細な実施設計を行い、その後ハード事業ということで進んでまいります。ただ、設計につきましては、一定速やかにできると思っておりますけれども、ハード工事、改良工事につきましては、その設計にもよりますが、どれぐらいの工事費用がかかるか、非常に高額なものであれば、財源の確保が難しいというようなきもありますけれども、できるだけ早期に近鉄とも話して工事の完成を進めてまいり、また財源の確保にも努めてまいりたいというふうなところで御理解いただきたいと思っております。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃっております看板等の配慮とかいう内容、それにつきましては、一定こちらのほうも配慮をしながら進めておるつもりですけれども、さらにその配慮を怠らないようにするというところで、前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。

また、バスのバス停をあそこの北側に移動するとき、組合の中でもいろんな検討がなされておりました。一般車両をバス停の中に入れていくとかなり危険だと。何よりも、先ほど冒頭に申し上げましたが、大きな車両、バス等の車両が工事中の駅前広場で重機の中に入っていくのはやはり危険だということで、バスの転回場のみ北側に移動いたしまして、一般車両につきましては、駅前広場の中で誘導員に従ってということになります。工事のさま変わりしていく中で、できるだけ安全対策を講じながら、徒歩の方にも気をつけながらと

いうところで、バス停のみという形になりました。何かいい手だてはないかなというふうには、議員のおっしゃることは重々認識をしておるんですけども、工事期間中、結構長い期間にはなるんですけども、何とか事故のないように、それで通行していただけたらというふうに考えます。あんまり答えになってないですけども、以上です。

○議 長

稲月君。

○5 番

難しい問題やと、重々考えた結論がこれやったというふうにも私も思ってるんですが、やっぱり弱者の声にしっかり真摯に応えていくと、耳を傾けていくという姿勢を持ちながら、もし何かできれば工夫をしてほしいというふうに思いますが、これ以上言っても前には進まないの、これについてはこれで終了させていただいて、私の質問は終わります。

○議 長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号10番、議席番号9番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○9 番

本日の最終番、高幣でございます。議長の御許可をいただきまして、2項目について質問をさせていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますようお願いをし、また本町の一番大事なことは人口問題だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1番目は、平群駅前に将来、観光ホテルを誘致してはと、また今、上庄にあります、かんぼの宿を持ってきてはと、こんなふうに考えております。ある意味では夢の語る話でございます。

「平群よいとこ一度はおいで」に利用できる絶好のチャンスです。平群町に来てねというにも、泊まる場所がなければだめやと。そういうことで、そのためにも具体的なまちづくり戦略、観光政策を考えねばなりません。本町は人口減の町です。活性化は平群町5次総でも訴えている「みんなで創ろう 山のぼっけへぐりの未来!」、都市計画マスタープラン、観光基本計画等、まちづくりは本町の活性化であります。諸計画に町民がびっくりするようなアウトソーシング（外部委託）として、質の高い良好なサービスの提供の視点から、平群駅前観光ホテルを誘致してはと考えます。

また、上庄の現郵便局のかんぼの宿、駅前移転等の誘致も考えてはと思いま

す。これは国の関係省庁に動かなければなりません。上庄から平群駅前に移転、新築も含めて平群町の観光開発ではないかと私は思っております。観光としては信貴山の松永弾正久秀や今上映中の映画、司馬遼太郎原作の「関ヶ原」の嶋左近、さらには吉備内親王、長屋王の御陵、古代の烏土塚古墳等、平群町の歴史と魅力を訴える拠点のホテルづくりであります。

一方、ことしの国文祭・障文祭のキャッチフレーズでは、「大和は国のまほろばたたなづく」とうたわれています。これは伊勢の能煩野にたどり着いて、ヤマトタケルノミコトがうたわれた歌でございます。伊吹山から下山して能褒野神社から大和の方向を見て山がつながる、そして平群の信貴山も入っているわけです。このような観光力に町は力を入れるべきです。

一方、奈良県の魅力では、町外の奈良市東大寺、興福寺等の仏寺、またシカも非常に人気があります。平群町近くには斑鳩町の法隆寺、三郷町の平隆寺、今、王寺町がPRしている聖徳太子の愛犬「雪丸」、達磨寺等、そして橿原市の神武天皇陵が近い橿原神宮、日本の大きな歴史拠点であります。また最近では、纏向は卑弥呼の墓かとあるような観光拠点です。このような地理的要因を考え、奈良県の観光コースづくりの宿泊中継拠点になるでしょう。歴史をもっと考えたハードやソフトづくりで平群のホテル、宿泊施設は生きてくるんじゃないでしょうか。

平成30年には、平群駅前開発も大きな区切りを迎えています。今の予定では大きな開発です。ことしの29年には目に見えてくる準備が進んでいます。さらに、将来は現役場本庁舎の移転計画もあり、さらにその上にホテル計画を考えれば、本町の活性化、これは駅前のコンビニや、あるいは食べるころとか商店につながるのではないのでしょうか。また、町民の皆様にも親戚や知り合いの方々が来町の際に役立ちます。町長の御見解を尋ねます。

なお、能褒野という字は2種類ございまして、あえて断っておきます。

それから、2番目は（仮称）文化・図書館センターの名称に「子どもと観光」を入れるべきではないのでしょうか。

現平群町中央公民館は、耐震対応もなく老朽化が進み、今町が進める（仮称）文化・図書館センターの建設には賛成の立場ですが、完成時の名称は当然、正式な名称になることですが、どのようになるか注目しております。（仮称）文化・図書館センターの名称は、完成時には町が中心として公募されると思いますが、今検討している段階で、できれば（仮称）文化・子どもと観光・図書館センターというふうに変更してはいかがでしょうか。奈良県だけでなく、日本全体に平群を売り出すチャンスのきっかけではないのでしょうか。平群駅前の開発が進む中で、本年度の国文祭・障文祭を利用して本町の狙いをつくるべきで

はないでしょうか。平群町も人口減です。先ほども申し上げました。この機会に少しでも平群をPRするチャンスではないかと思っております。

そこで、本町がプリントする発行する今年の国文祭・障文祭の案内チラシとか文書等に（仮称）平群町文化・観光・子ども図書館センターというふうにしてはいかがかと思っております。人口減の平群に興味を持ってもらえるチャンスではないでしょうか。また、町民へのPRは今後どうするかをお尋ねいたします。

以上、2項目について、町当局の前向きでわかりやすい御答弁をお願いいたします。失礼をしました。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、高幣議員の1点目の平群駅前に観光ホテル誘致、かんぼの宿の移転についての御質問にお答えいたします。

平群町は議員お述べのように、聖徳太子ゆかりの信貴山朝護孫子寺を初め、役行者の千光寺、奈良時代の長屋王と吉備内親王の御陵などの多くの歴史資産に加え、椿井城跡と信貴山城跡の城主と言われる嶋左近と松永弾正の戦国武将についても人気を集めているところでございます。

これらの観光資源を生かし、具体的な観光施策として平群駅前に観光ホテルの誘致、またはかんぼの宿を移転し、誘致をしてはどうかとの御質問ですが、奈良県では平成27年度奈良県の観光客4,146万人に対しまして、宿泊者数は255万人とわずか6%であることから、観光客の通過型から滞在型への取り組みが課題とされており、このような状況を踏まえ、県内では桜井市や斑鳩町が宿泊施設の誘致の取り組みをされているところでございます。

平群駅前に観光ホテル等の宿泊施設が建築されれば、平群町の観光客の増加と地域の活性化につながるものと考えておりますが、残念ながら平群駅前土地区画整理事業区域内は、平群駅西地区地区計画の適用区域でホテルや旅館の建築ができない区域となっております。観光ホテルの誘致やかんぼの宿の移転誘致については、現実的に困難であると考えております。平群町としましては、かんぼの宿は天然温泉がある施設として親しまれ、平群駅からも比較的近くにあることから観光振興の宿泊施設の拠点として、必要に応じ観光行政に協力を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

高幣君。

○ 9 番

今、観光産業課長から御答弁をいただきまして、この問題については、観光産業課としては今の御答弁が私はこれ以上のことはできないんじゃないかと、こんなふうに考えております。その中で、先ほどの中で駅前開発というのが、今の私どもの制度の中では難しいんじゃないかというお話もございました。

そこで、都市建設課長にお尋ねいたします。どういう理由でだめか、建設課として公式なものをお教え願えますか。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

高幣議員の再質問、どういうものがだめかというのは地区計画による制限を加えているものがどういったものがあるかというところでよろしいですか。

○ 9 番

はい、結構です。

○ 都市建設課長

代表的なものでいいますと、西地区においては、まず基本的には共同住宅の面積制限をかけて、60平米未満のものはだめと。また、ホテル、旅館は今、観光産業課から答弁したとおりで、あと麻雀やパチンコ屋等の風俗店関係、さらには劇場、映画館、演芸場、観覧所の規制、また自動車教習所、倉庫、畜舎、工場、危険物の貯蔵処理施設等と近隣商業地域の部分ではなってるという。

○ 議 長

高幣君。

○ 9 番

私も都市計画の審議会に、たしか当時、昔ですけれども、おったと思うんですよね。その折にそういうことは決められたんですが、何年ぐらい前でしたかね、できたのは。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

地区計画として告示されているのが平成18年3月です。ただ、それ以前に平成16年等にも都市計画審議会等を開催していただいて、御意見を頂戴しているというところです。

○ 議 長

高幣君。

○ 9 番

ありがとうございます。確かに、私もそのとき話を聞きました。それで、そのときと現状を考えた場合、時代の流れ、変化があるわけです。そして、国でもIR法案とかいろいろな法案が通っていきまして、今、大阪では何をするかといっているいろいろ考えてるところです。舞洲のホテル問題とかいろいろあります。そうすると、このように時代の変化に合わせて変わってきてるわけですから、平群の利用活用方法も変えなきゃならない時代が来てるんじゃないかなと私は思います。いかがでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

今、恐らく地区計画等については、変えてもいいのではないかという御意見だったと思います。先ほどもいつごろから地区計画の決定であるかというような御質問もありました。それに従って、本日まで駅周辺の区画整理事業を進めてきておられます。

地区計画については、周辺地域、区域内も含めて住民の同意も得た中で町の方針として進めてきたところですので、今直ちに事業が完了も見えていないという中で、一定のまちづくりの方針として、今現在、事業を進めていますので、今ということであれば、それはちょっとできないんじゃないかというふうに考えてます。ただ、手続的な話としては、地区計画の変更ということはことしの5月の臨時議会でも提出させていただいたように、一定手続を踏んでいけばできるということがあります。ただ、直ちにそういった計画の見直しはあるかということであれば、できないということで答弁させていただきます。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。今の答弁で私も納得はいつてるんです。そうすると、この地区計画の変更について話をするのは一体誰の仕事でしょうか、町でいえば、町長ですか。その辺をちょっと教えてください。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

今、誰が考えるんかというところなんです。ただ、土地利用に関しましては、私どもの所管になります。一定マスタープランの見直しも行っておる状況です。そういった中で、将来的には見直しも必要かなと考える場合が出てくるかもわかりません。社会の情勢の変化なり、そういった住民、住環境といえますか、

まちづくりの中での町の状況といったものも踏まえる中で、またそういった宿泊施設の要望が多くあるということであれば考えたいと。それはまちづくり的な観点から考えていきたいということで、お答えとさせていただきます。

○議長

高幣君。

○9番

じゃあ、こういうある意味、政策的な問題ですから、このあたりはどうですか、うちの政策推進課あたりはどんなふうにお考えになってるのか。

それと、これ、ちょっと私も調べてないんですが、平群町への年間の来ていただいている観光客というのは、何か数字的にありますか。例えば玉蔵院さんで何人ぐらい、千手院さん、それからかんぼの宿というふうなところで何人ぐらい来られてるのか、もしわかればお教え願えますか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

平群町に来られている観光客等ということで、信貴山のお寺のほうで年間5万1,000人、千光寺のほうは約2万人、かんぼの宿が宿泊と利用者数で7万4,000人、道の駅へぐりの利用者が33万7,000人、これは28年度ございます。

○議長

高幣君。

○9番

これ、58万人というのは非常に大きな数字で、もちろん1泊されたのかどうか、これはちょっと不明だと思います。しかし、泊まっていただけのこと、きょうか、きのうかの新聞でも、これはやってはいかんこともしれませんが、宿泊税という話がきょうの朝刊等に載ってますね。これは京都とかそういうところが狙ってるような問題だと思います。別に私は宿泊税をどうこうという気持ちはございませんが、ただ、こうやって人が来ていただいた、58万人の方が信貴山へ来ていただいた。その方々を平群町の例えば吉新地区でもいいです、ホテルがあったらそこへ泊ってちょうだいよと。そこからまた次なるところへ動いていただくというふうなやり方もできると思うんですよ。そんなふうで活性化というのは、いろんなことを考えて活性化をいたしますので、まあ時間をかけて結構です。ホテルをつくるっていうのはそんな簡単なものやないです。

例えば、きょう、近鉄さんの話題も出ておりました。近鉄さんにステーショ

ンホテルをつくってくれと言うたら、またどっちがお金持つんやとかいろんな問題が出てくると思います。そういう意味で、難しい難しい話ですが、時間をかけてでも平群町にそういう観光ホテル的なものをつくるということのプランを考えていただく、そしてそういうふうにして何とか活性化の町、平群ということをお願いしていきたいと思っておりますので、この件はそういう考えの中で申し上げますので、よろしくお願いをいたします。これでいいです。

○議 長

これでいいですか。次に移っていいですか。

○ 9 番

はい。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

それでは、高幣議員御質問の二つ目、(仮称)文化センター・図書館の名称に「子どもと観光」を入れるべきですについてお答え申し上げます。

まず、(仮称)文化センター・図書館の取り組みにつきましては、現在は関係部署ヒアリングやワークショップの開催、また先進地の行政視察などを行いながら、基本設計に取り組んでいるところでございます。

正式名称については、基本設計内容が確定し、開館時期を踏まえた上で施設のコンセプトを取り入れ、文化交流拠点としての核になること。また、町民の皆様がさまざまな活動を通して施設に集うことで触れ合い、にぎわいを生み出していけるような名称を公募することを考えております。

そこで、議員御質問の(仮称)文化センター・図書館の名称に「子どもと観光」を入れるべきとの御提案ですけれども、公共施設の最適配置実現に向けたこの事業の考え方は、平成19年度以降、毎年、住民説明会を開催する中で町有施設の統廃合の検討、平群駅前における図書館併設文化センター建設の検討ということで説明をし、平成26年度からは具体的に(仮称)文化センター・図書館建設という名称を用いて説明をしてきた経過がございます。国、県についても同様の名称で協議を進めてきたところであり、開館時期をにらんだ正式名称公募の時期がそう遠くないことも踏まえ、仮称名については現状のまま進めたいと考えております。

一方で、議員御提案の「子どもと観光」の切り口については、本事業の整備方針である高齢者から子どもまで幅広い世代の皆様が集い、交流するコミュニティ活動の拠点施設と同時に、地域の知的支援の拠点として整備することに沿うものであり、また施設のコンセプトである文化交流拠点、情報発信、にぎわ

い創出を実現するためのキーワードの一つであると理解しております。

なお、わが町へぐりのPRにつきましては、今年11月開催の「第32回国民文化祭・なら2017」「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」を通じて、芸能・文化・芸術、食文化・農業文化・歴史文化の発表の場としていくことで、歴史と自然が詰まった魅力いっぱいな町、平群町が広く全国に知っていただけるようオール平群で進めてまいりますこと、本年3月議会で答弁をさせていただいたところであります。平群町のPRに向けた国文祭・障文祭のポスターも既に役場や公民館などに掲示済み、平群版ガイドブックについても発注済みであり、開催に向けた準備を進めているところでございます。

いずれにしましても、今後、人口減少が予測されるところでありますが、地方創生、人口減少克服という課題に取り組むため、第5次総合計画も人口対策を基本に策定しました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標1であります「若者がすすめる、住みたくなるまちをつくる」に掲げられた基本的方向「HEGURICHの良好な暮らし実現」のため、(仮称)文化センター・図書館建設の取り組みを住民説明会などを通じて広くPRしてまいります。

以上でございます。

○議 長

高幣君。

○9 番

わかりました。できるだけ町民の皆さんに、今これから考えてるのは平群の文化・観光・子どもの、そして図書館センターであるということの認知をしていただけるように頑張っていたいただきたいと、かように思っております。

その中で、公募するっていうのはいつごろ公募されるんですか。それはいかがですか。

○議 長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

再質問にお答えしたいと思います。

今、文化センターの取り組みにつきましては、基本設計を行っている段階でございまして、基本設計が終わりましたら実施設計業務へと取りかかってまいります。それで、実施設計に取りかかるころまでには進めなければならない事務作業でありますとか、協議しなければならない法手続いろいろございます。ただ、こども園の例とか、ほかの事例を見てみますと、供用開始の少なくとも1年以上前には、そういった名称公募の取り組みを進めるべきだろうと考えてございます。

○議 長

高幣君。

○9 番

1年前という、31年ぐらいに公募をすると、こういう理解でよろしいですか。これはやっぱりちょっとでも知っていただくということのほうが、これからの建設に役に立つと思うんです。そういう意味で、いろんな視点でこの名前のつけ方でいかがでしょうかというふうに出していただければいいなと思っております。

そんなことで、きょう、私もちょっとばたばたしておりまして、再質問が整理できてない部分もございますので、これからお互い頑張ってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで終わります。

○議 長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 4時07分)